



神都名勝誌

卷三

ル 4
324
4

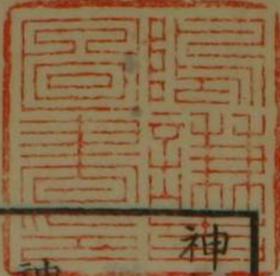


同 孔 呂 4
第 324
卷 4

同 孔 呂 4
第 324
卷 4



1. 324



神都名勝誌卷之三

目錄

- | | | | |
|------------------------|---|---|---------------------------------------|
| 神苑 | 農業館 | 須崎橋 | 菑社 |
| 高神山 | 坊山 | 高倉山 <small>岩窟并圖</small> | 小岩戸 |
| 岡本町 <small>并古圖</small> | 宇治山田町元標 | 度會大國玉比賣神社 | 伊賀利神社 |
| 豐宮崎 <small>并圖</small> | 豐宮崎文庫 <small>古文尚書 藤原秀郷太刀之圖 講堂額 表門額 文庫創建碑 孝經碑 御屋根櫻</small> | 田上大水神社 | 同御前神社 |
| 度會神主延佳靈社 | 御常供田 <small>并田舞之圖</small> | 山末神社 | 度會氏神社 |
| 井足泉 | 山宮祭場 | 前山 <small>二黒山 屏風岩 龜五輪 蛇谷 花まゐらせ 三坪塚 三光坊窟</small> | 鷲嶺岩窟 |
| 中山寺 | 蓮臺寺趾 <small>并古鏡之圖</small> | 鼓瀑 | 產物蓮臺寺柿 |
| 鼓嶽 | 寶金剛院舊趾 | 威德院 <small>并經商銘 古瓦</small> | 龍谷 <small>八束山 八幡山 辨天山 永代山 轉く山</small> |
| 宇津木原 | 尾上川 | 小田橋 <small>并擬寶珠銘</small> | 櫻新道 |
| 瀧浪橋 | | | |



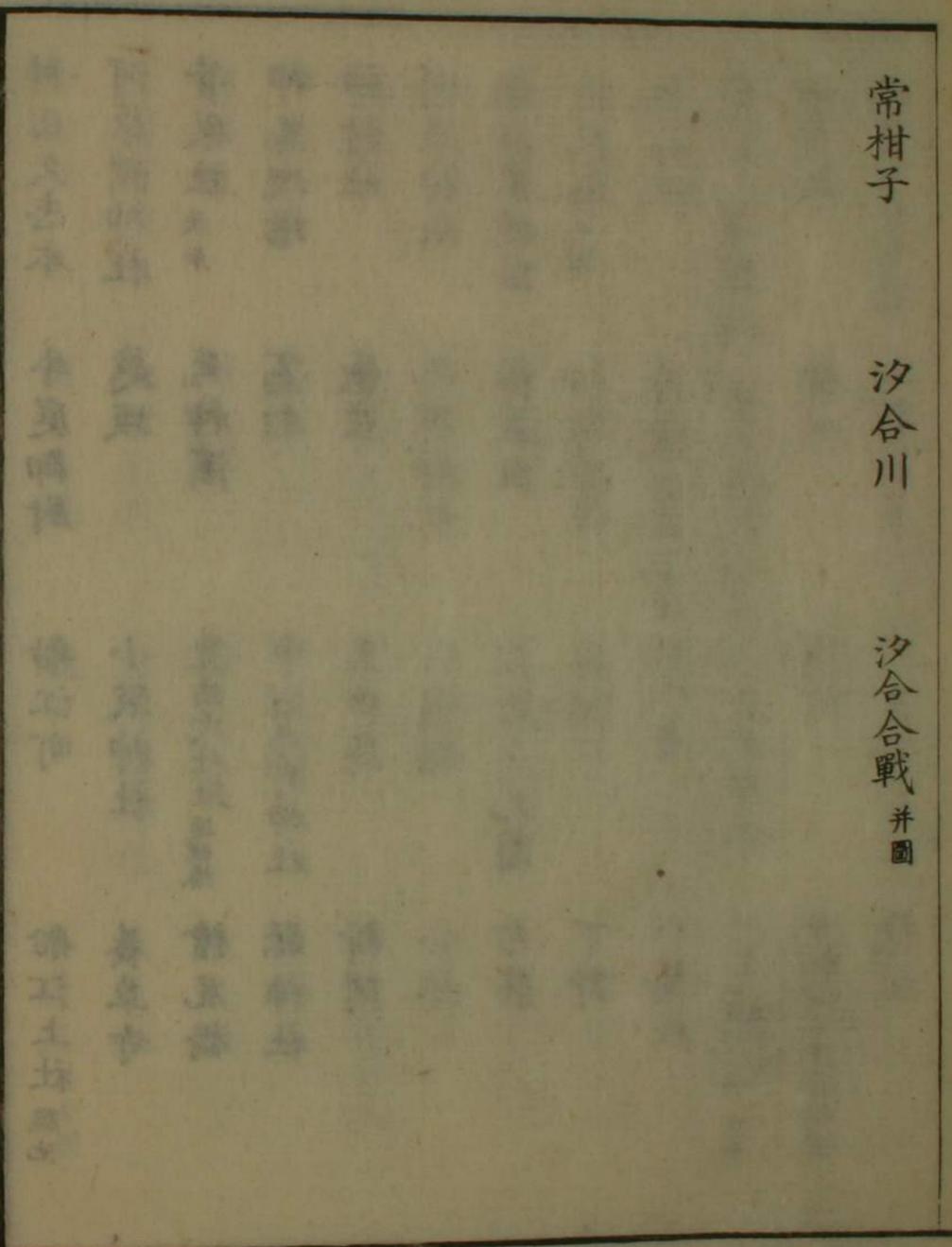
虎谿	岩淵町 <small>并伊勢層幕本</small>	釋尊寺領地	那須宗高祈願書
吹上町	世木社	世木氏文書	惠觀禪師墓
結城上野介墓	松木社	箕曲中松原神社	柏木社
箕子橋	前田	光明寺 <small>古鐘 秀吉朱印 結城道忠書繪旨案 結城室家消息</small>	
一本木	奉行屋敷	正善坊橋	尾上町
妙見堂	清水	尾上社	尾上御陵
壽巖院	清雲院	高源寺	尾上坂
經峯	曼陀羅石 <small>并圖</small>	倭町	神落萱神社
古墳	金刀比羅社	稻荷社	欣淨寺
阿伽井	賴政碑	榎木	根起松
河崎町	長官屋敷	川邊七種神社	天王社
勢田川	濱出 <small>并圖</small>	魚市	川邊里 <small>并古圖</small>

神田久志本	牛庭御厨	船江町	船江上社 <small>臈池</small>
河原淵神社	越坂	小坂神社	養草寺
菅原社 <small>袂石</small>	天神濱	箕曲氏社 <small>連理椿</small>	檜尻橋
神馬埋場	高向	宇須乃野神社	縣神社
神村社	長屋	王中島	新開
河原神社	毛理神社	卧龍梅	小林
奉行屋鋪趾	船藏趾	古艦虎丸圖	勾莊
神社港 <small>并圖</small>	御食神社	馬瀨	下野
大湊町	義良親王奥州下向圖	貯木場	八幡社
鷺取小濱舊趾	大鹽屋御茵 <small>并喜書</small>	志寶屋神社	一色 <small>産物食鹽 散樂 假面圖</small>
十貫松	鷺岬	通村	猪飼野左馬助裔孫
木村長門守書簡	二軒茶屋	黑瀨	橘社

常柑子

汐合川

汐合合戦 并圖



三ノ二

神苑かみえん

宮域の四至ハ延長四年の官符ニ定め給ヒしが如ク制限ありに中世
 以来人家建ち聯り自然ニ市街をなすに至れり。然るに近年に至
 り有志の人ども協議してかくてを火災不浄の恐も少うらすと
 て神苑會といへばもの成興し大方の寄贈金を募りて境域を擴
 め古の制限又背のざらむ事を希圖せり。此の事かこきあたり
 にも聞えけを幣金巨萬を賜ひて其の美舉を感賞せさせ給ひ
 ぬ。是に於いて一舉して人家百餘戸を撤去し池沼を穿ち岡阜を築
 き松杉疎密の間ニ四季の花木を植ゑ大に神苑を開きたり其の
 意匠此閑雅なり規模の宏遠あり實に靈境の風致を百倍せり。

農業館のうげくわん 神苑の北方國道を隔てて
 之を設く苑の別區あり。

百穀の種子ハいふも更なり。大凡農事營業ニ係る諸器械ハ國

の内外を問はず網羅蒐集して、満場を陳列せり。蓋此の館をこゝに設けしと、豊受大神宮の御神徳を、廣く衆庶に仰せしめむを爲すなり。

須崎橋

一鳥居より岡本町に至る國道の内、架せり。沼木、繼橋二郷の境界あり。

苗社

須崎橋の南にあり。

山田産土神八社の一なり。外宮年中行事正月二日社祭の條より、一禰宜苗社祭の事あり。寛永五年、源良顯の著に係る苗社口訣と云ふ物あれども、荒誕にして、論ずるに足らぬ。又、何の頃より。同社域より、稻荷を勧請したり。島々浦々の人ども、魚漁の満足を祈るに、感應著き由なり。

高神山

須崎橋の南にある小山あり。豊受大神宮の宮域に属す。

古、此の山と、道の左ある坊山と聯絡せし、永祿年中、郡宰上部越

中守貞永

權祿貞度會神主

此の邊を、堀切、或は山の腰と云ふ。巔より高神社、客神社の齋趾あり。因よ云ふ。往古の叅道は、一鳥居より、前野、下馬所を、東へ向ひ、下馬橋を渡り、岩淵町の中程より、南に入りて、岡本の里に至り、官崎から錦小河を渡り、小田村を経て、東、虎川を渡り、尾上山を越えて、宇治に赴きし由なり。

高神山

長徳檢録、在政所禰宜前山、同書

客神社

在、同禰宜前山

坊山

道の左、人家の裏あり。往古、此の山の麓より、南之坊、東の坊あり。由、又、形より、龜居山とも云ひきとぞ。開闢のこと、高神山の所より。

高倉山

豊受大神宮の御山の麓あり。

此の御山を、往古、春日戸高坐神の住み給ひし所ゆゑ、舊記、多賀佐山、或は高坐山と記せり。然、後に、座をくらと讀みしより、終小

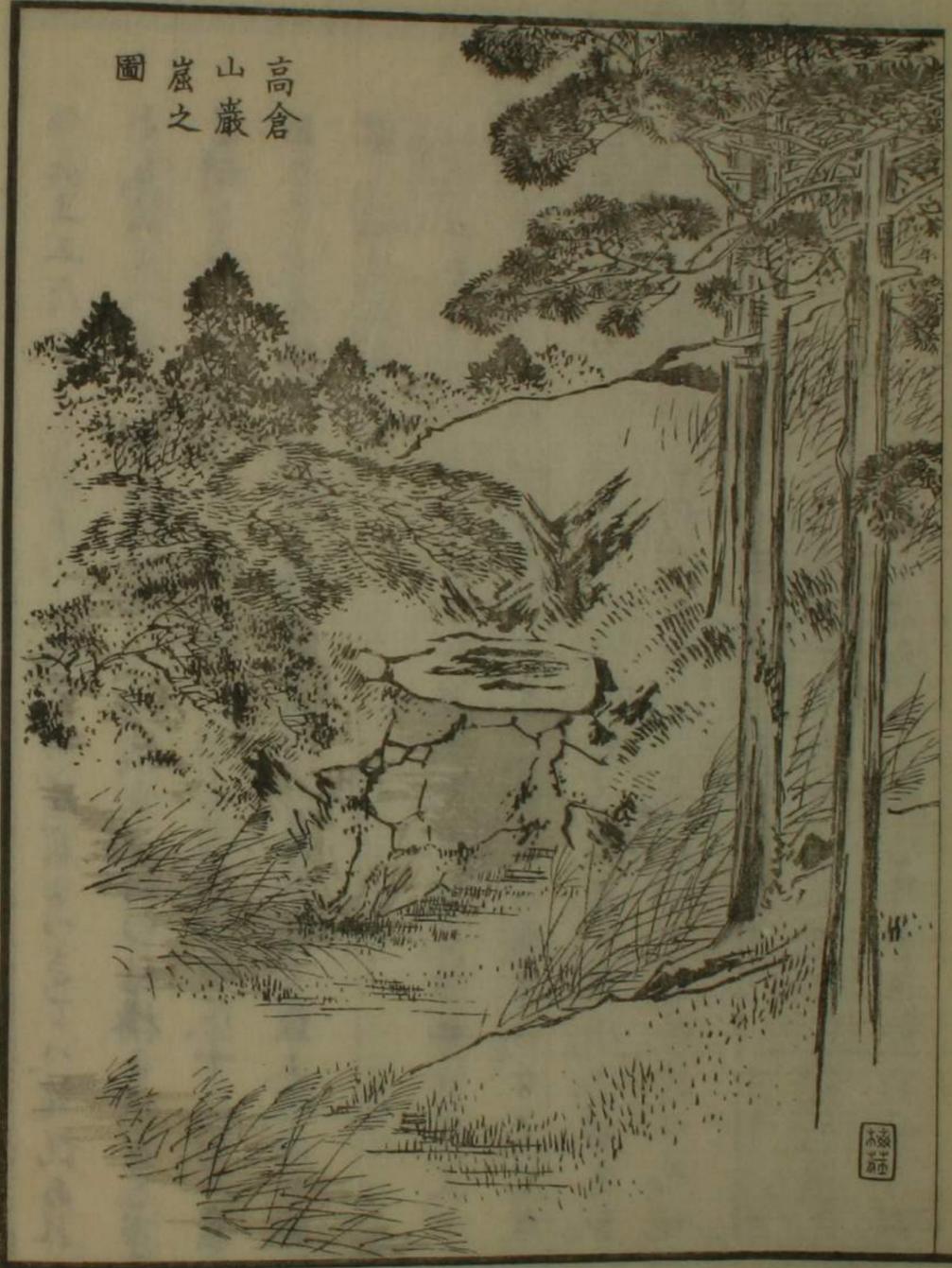
高倉と訛傳せしなりべし。又加利佐我嶺日鷲山音無山郭公不為
 聲山鷄足山などの稱號あり。豊受大神宮御鎮坐以降ハ天然の藩
 屏となりて、東南を擁護せり。數千年來、斧斤の侵さざる靈域なれ
 ば、老樹真々、積翠滴るふ如く、人を以て、肅然、恐敬の念を起さしむ。
 岩窟 いはや 高倉山の巔にあり。世俗、天岩戸といふ。神苑の東端、高神
 山の麓より昇る道あり。凡九丁許より、岩窟に達す。
 此の岩窟を、春日戸高坐神伊勢津彦神の穴居の趾とも、天日別
 命の火氣を避け給ひし所ともいひ、又、古代の墳墓ありべしや
 もいなり。洞口、巽位に向ひ、稍入まば、廣敞大廈の如し。左右、天井
 ともに、巨岩怪石を以て疊めり。其の石質を驗するふ、多くハ海
 石なりべし。貝族の付着せるもの、今尚存せり。連雨の候ハ、常
 に、塩氣を吐きて、石膚滑りたりとぞ。海濱を距ること數里の絶巔
 より、かゝる大石を運搬せしは、實ハ容易此業にあらば、其の非凡

の大土工たりしを察すべし。但此の岩窟よつきてハ、諸説あれ
 ども、茲ハハ盡し難し。兎も角に、御鎮坐以前の結構ハ係る事
 光明なりむ、亦尚古の一端小供もべし。尚此の山に、十二の岩窟
 ありし由、石屋本縁記に見えたれど、今尋ね難し。巔上、近海を眺
 望し、風景最佳あり。

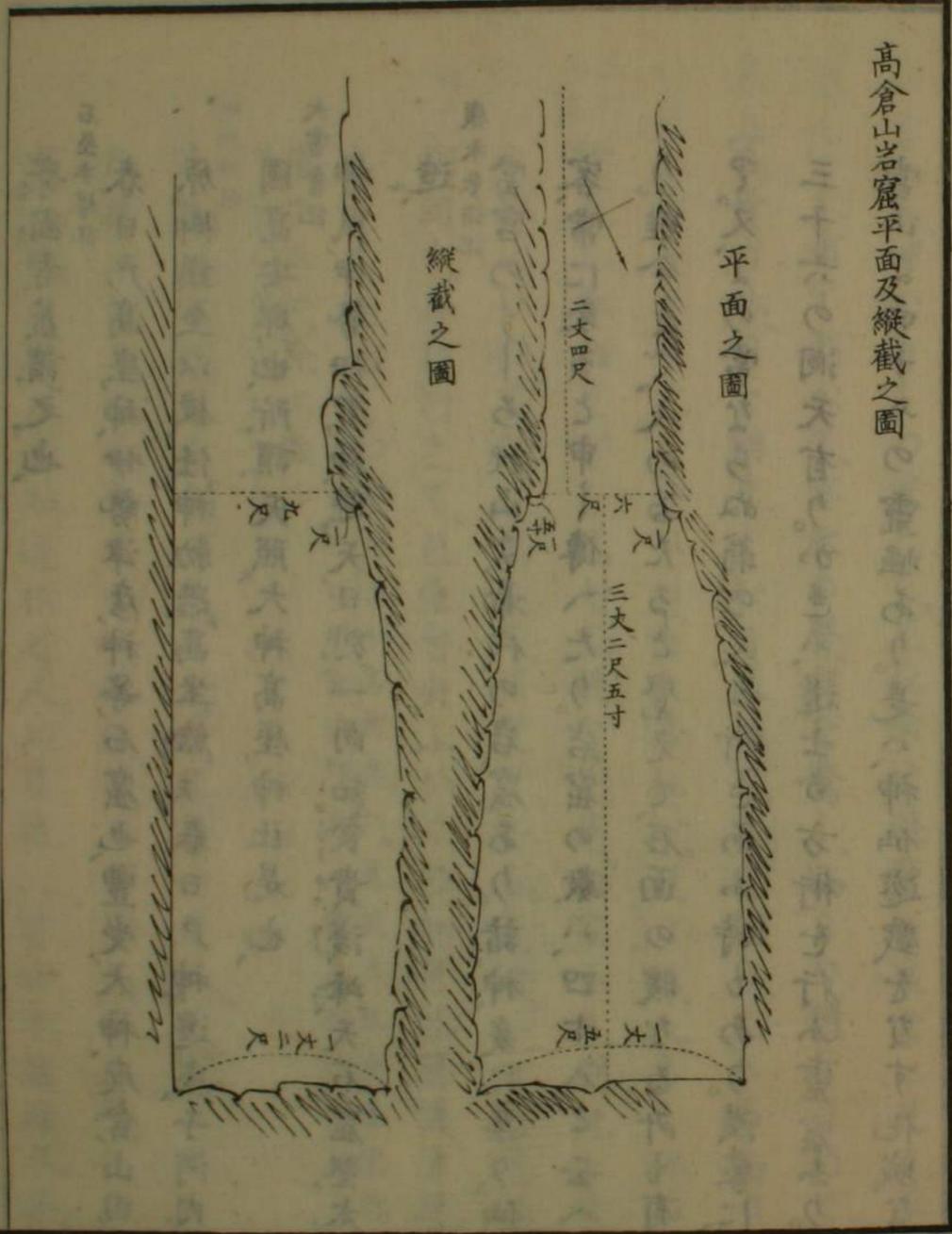
伊勢風土記

天日別命奉勅、東方入數百里、其邑有神名伊勢津彦、天日
 別命問曰、汝國獻於天孫哉、答曰、吾覓此國居住日久、不敢
 聞命矣、天日別命發兵欲戮其神、于時畏伏、啓云、吾國悉獻
 於天孫、吾不敢居矣、天日別命令問曰、汝之去時、何以為驗、
 啓云、吾以今夜起、八風吹海水、乘波浪將東入、此則吾之却
 由也、天日別命整兵窺之、比及中夜、大風四起、扇舉波瀾、光
 耀如日、海陸共朗、遂乘波東焉、古語曰、神風伊勢國、常世波

高倉山巖之圖



高倉山岩窟平面及縱截之圖



寄國者蓋謂之也

石屋本録記

春日戸高座神伊勢津彦神等石窟也豐受大神度會山田原御鎮坐以後任神勅恐高坐給天春日戸神遷座于河内

大嘗會記

國高安郡也所謂天照大神高座神社是也

神風伊勢伊賀神避天日別一向知食貴淺峰天石窟堅太

造

康永參詣記

當宮のうしろ此山は希代の岩窟あり諸神爰に集り仙客常に来ると申し傳へたり岩窟の數ハ四十八と云へり唯今まで人のわたると覺えて石面の暖なる所も有也又よの常ならぬ翁の人よ行きあふ時もあり漢家に三十六の洞天有りかまハ道士の方術を行ふ靈窟あり當山よ四十八の靈岨あり是ハ神仙遊戯をなす化域な

又神かくしの里とて花紅葉此遊覽の輩常に見る家

にも絃を調べて宴飲の聲耳を驚し路よハ騎を連ねて

富貴の体目を樂ましむ日暮れて里に歸りかゝる面白

き所をこを見て侍ひつと語れば翌日に人多く伴ひ

行きて尋ねまども見えす疑なく是仙家あり劉阮七世

の郷にハ似ず歸り来りて朋友よ語る武陵一日の道に

相同じ尋ね行きて邑屋を失ふかくの如き不思議連綿

として絶えず○勢州古今名所集に是從三位度會家行

長官の口碑を法印直よ書き付けられし

事なれを今又疑ふべからずといへり

先於外宮有岩屋今人號高倉岩屋高一丈二尺廣一丈五

尺奥二丈五尺之岩屋也此岩屋者三方立石為壁天井有八枚之廣石不知造作之人此岩屋八万四千諸神來集

神祇秘抄

神祇百首

子規なぐねるらひを志れとや青森山よ名を残りむ 元長

霞くく玉半はたに通ちし高佐山邊のみよの杉風 同

木の世ふ天の日誓の神態の残りも速き白和幣が 同

伊勢津彦の老を残り深山の苔ふかけて誰通む 同

金塊集

古の神代の形を残りたつ天の岩戸の明がの月 鎌倉右大臣

小岩戸 高倉山の南、大石が谷の西にあり。高倉の岩窟に對して、此の稱あり。洞口、岩閉ちて、入ることを得ず。

岡本町 豊川町に續ける國道あり。木柵、紙製烟草入を鬻ぐ家多し。此の町に、裁判所、警察署、郵便電信局、宇治山田町役場、第五國立銀行支店、大神宮祠、祖靈殿等あり。南に、龍浪世古北に、東町、坊山世古などいへる横巷あり。

伊勢國風土記、神名秘書等、土橋郷岡本村 度會郡名考證の所より引用せり。の名

見えたるを、上古より存在せる村邑なり。高神山の南通以前は坊山の東麓に、人家散在しありき。其所より、東町、睡子祠の邊に岡本の里に舊趾あり。新名所歌合の畫題に入たり。

新名所畫卷縮寫 岡本里之圖





深め何かぬもみち葉残る浮雲の志どかふる岡本の里 大中臣定忠
 立ち降りてにふれし里のふもまごうちねぬま本の里 荒木田尚良
 洗波の山ぐにきく鹿の音ふ霧光淋きま本のさや 荒木田成言
 岡本の裾田小秋の唇啼きて夜涼き里に衣うつなり 荒木田延行
 もみちする秋の夕はま本の里の時雨は男麻吹くかなと 僧都行實
 衣あつさねこの音も秋風のよわさばたゆむま本の里 法眼能圓
 ま本の里は外山の近けきま聞き別れまごまを麻の夢 荒木田成宗
 岡もとのさや秋漏つる秋霧よ妻をこめてや鹿の鳴くらむ 同 長興
 志どれつぬまあつちる岡本の里もさびくうつ衣うつ那 同 氏行
 本のまふをば色のちさきに深めかへて志どれは渡るま本の里 大法師良玄
 をか本の里も夜ぎに志どれつぬまあつさねの衣あつなわ 荒木田経顯
 秋霧の籠のかこひまよえそ夜も野らあるま本の里 大法師圓親

風よるる外面のなかりに音かへて志どれつるなり岡本の里 荒木田定顯
 夜やぎき初おはらふ秋風に竹の葉をよぐま本はこ 大法師良譽
 志どれつ本の葉色づく岡本の里志どれする秋の房ぐね 同 尊親
 衣うつ音もあつちむ秋風まならの葉をよぐ岡本の里 同 良惠
宇治山田町元標 山田郵便電信局の角にある

東二見村大字江村へ 貳里拾丁四拾間壹尺 神社町大字神社へ 壹里拾六丁廿四間壹尺
 田丸町大字田丸へ 貳里壹丁拾八間 鳥羽町大字鳥羽へ 四里廿町廿九間壹尺
 津市へ 九里三拾三丁壹尺 齋宮村大字齋宮へ 貳里三拾壹丁拾間四尺
度會大國玉比賣神社 岡本町の西、高神山の尾崎に坐す。豊後
 谷といふ。此の神の御事蹟を、伊勢國風土
 記等に詳あり。度會郡名の所より出せり。
 延喜式度會宮所攝十六座
 止由氣大神宮儀式振
度會之大國玉姫神社 大己貴命、佐々良比賣命、在繼
 神名祕書
度會大國玉比賣社 大己貴命、佐々良比賣命、在繼
 橋、御宇官山、高神山南尾崎

御竈木帳早七前神社
大國玉社

伊賀理神社 同所南方に坐す豊受
大神宮の末社あり。

伊我理神社 長徳檢録

伊加利社 在大國玉比賣社南邊

伊賀利社

豊宮崎 岡本町の南に當れる一區の総称あり。豊受
大神宮宮域の東の尾崎あるを以て名づく。

此の地、翠屏圍繞して、三方を擁し、前面も平曠なり水田あり。春
秋の候よも、山く樹々の紅紫、遠近の水も映して、錦河内錦小河
の名に背らず。又田面の千代八子代も、一目小見渡されて、され
から、蒼海をなせり。されむ、青海原、大海原とも稱すとか。蕉菟た
る鼓岳、鷲嶺、長揖して、南に立ち、高神、高倉の老翠、淋漓とし
て、西に横たより、朝熊岳、神路山も、遠く起伏して、東にたたりし
る。其の他、瀧浪、八束、八幡、永代の諸山、井足、清水、園谷、山宮、谷、虎溪

岩崎瀧浪橋御常供田車塚等の名勝、目睫の間、點綴し、四時
の光景、王維、李昭道の筆に非ずむ、其の模形を畫くこと能は
るべし。

豊宮崎文庫 大國谷の東にあり。岡本町に屬す。

慶安元年、出口延佳 權祿、度會神主 與村弘正等、首唱となり、衆庶も資

財を募りて、創建せし所より、神宮の子弟修學の費舎あり。當
時、延佳、弘正、末清、正清の功績、朝廷に達し、皆榮爵を叙せらる。其
實に古今比なき異數といふべし。萬治三年、小至り、幕府より、修繕
費として、米貳拾斛の米地を寄附せり。尋いて、貴紳家よりも、其
の舉を賛同して、珍籍奇書を贈付せし。うば、和漢の書籍及圖畫
刀劍等、倉庫に充棟し。傍に、講堂、學舎、數字を設く。室直清、貝
原篤信、伊藤長胤、井澤長秀、谷重連、近く、大塩後素、藤森大雅等



古文尚書序

此孔氏所述尚書起之時代并叙為注之由故相兼講之今依舊為音

石一ノ一ノ攝日之王天下也始言八卦

造書契以代結繩之政由是文籍生

焉伏犧神農黃帝之書謂之三墳言

大道也少昊顓頊高辛唐虞之書謂

之六經言竹道也至于夏商周之書

易繫辭云
上古大鏡以
心聖人
易之六經初矣

與為費

雖設教不倫雅誥奧義其歸一揆是

故歷代寶之以為大訓八卦之說謂

之八索求其義也九州之志謂之九

丘一系也皆九州所有也

氣所宜皆聚此書也春秋左氏傳曰

楚左史倚相能讀三墳五典八索九

自是及倚
時更官

更官江左
作詩及劉琴綺久

所自及下同求也徐云素本以作素

古報又古也下也

秦焚久廢

扶云及大也

三十二

本與云

仁平元年六月廿五日申刻以少納言入道

摺本之釋父見合入總州之御時以古本

并唐本釋文所被付音義也然而依

有不審事重所校合古本勅物雖

有委細事付今委之摺本合點

畢不裁摺本勅物付輪

應保二年四月廿六日見合或古本

仲書江家之繼本也披合之處其

可取之事有數仍一了所校合也

建保六年七月九日授仲光

在御判

達長第八曆晚春十日書點

至此書者以摺本書寫之以古本校點

之凡與復高用書者壁中舊本

隸古之遺字也雖然改古字為今字
唐本又如此其上

高倉上皇御讀之本又如此歟當家
尤可用之哉但古字之弊一而不可
失之仍本用今字傍附古字者也
一部十三卷五十八篇雖為一字半

字不借他人之手偏至墨點朱
點皆用自身之功子之德之深韜
內步不出國外也
清厚

正和第三曆孟夏初五日以家之
秘說授中生成德才子以十代之學

業終十三卷之詁訓當時希有者
也

明經得業生清原長隆

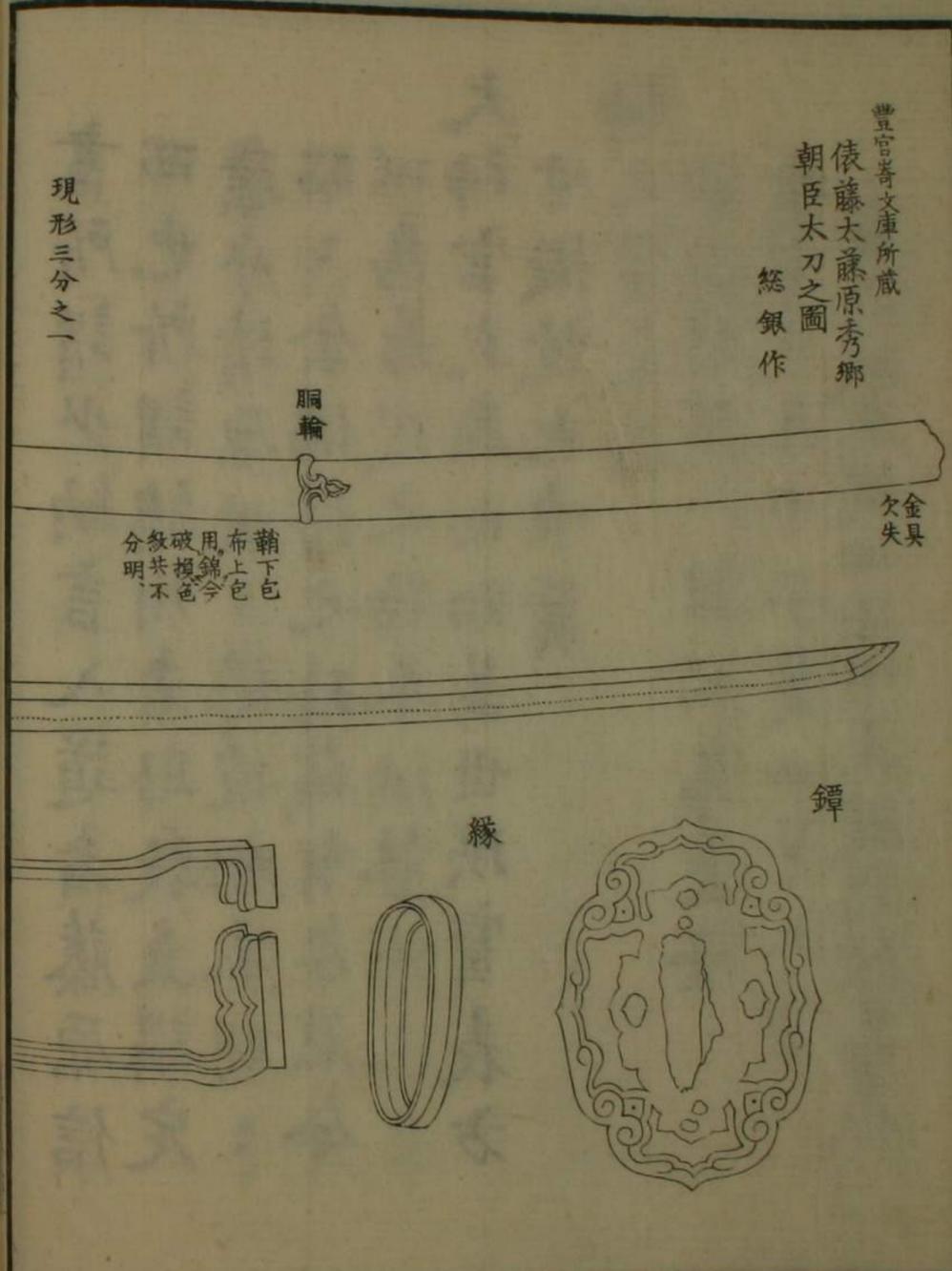
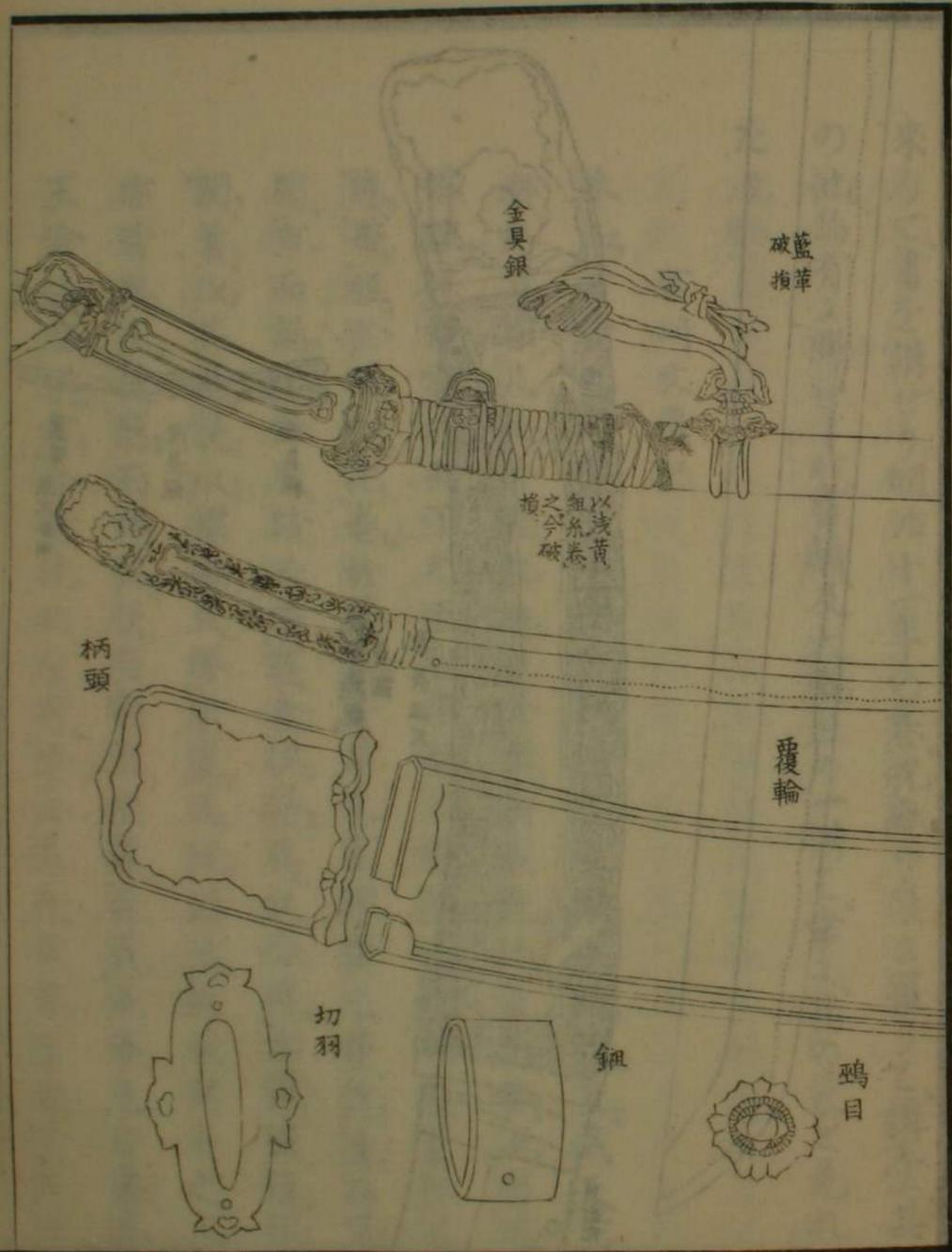
古文尚書合部十三卷花園帝
正和年中明經得業生清原長
隆以家之祕說所加訓點也手
書曰以十一代之學業終十三
卷之詁訓當時希有者也且末

書所謂少納言入道者藤原信
西也所謂總州者助教直講定
康乎清原世傳授祕本明
昭余偶得之珍藏有年然今
以為希代之物奉納勢州
大神宮文庫而貽萬世洪寶表方
寸微忱也唯冀
神之靈永垂

鏡照謹跋一語以為後證

貞享元年甲子夏四月上旬

島原城主從四位下主殿頭源忠房



豊宮寺文庫所蔵
 依藤太藤原秀郷
 朝臣太刀之圖
 然銀作

來りて書を講せり。明治十一年の春、祝融の祟に罹りて、講堂、其の他、烏有と歸せしが、書籍及大觀社の一構を幸ふ、其の災を免れたり。

宮崎文庫記

未知玄黃之間、復有何樂、可代讀書之樂也。所謂至哉天下樂、終日在几杓、若能熟讀、眼眴潤、胸腹飽、地步高、要須開明性理、保護靈珠、夫子之至聖、韋編三絶、顔子之明睿、簞瓢不倦、帶經於畊、耘把卷於負薪、牛角之書、練囊之螢、截蒲而寫、闕市而誦、手舞足踏、若將寢食俱廢焉。故每得典籍、構樓架閣、薰以芸蕙、襲以縹緗、或梯岩崖、或絕淵潭、碑版錡釜之文、亦皆無不搜窮、而傳播。漢有劉向、桓譚、晉有張華、束皙、齊有王儉、陸澄、梁有任昉、沈約、唐有李泌、蘇弁、宋有李淑、葉夢得。



藍草 紋不分明

金具銀

金具銀

脱総飾親小身圖
総長三尺

目釘穴

等皆書窟主也。勢州山田神官諸生相攸於宮崎。凝土度材
新建文庫。飛簷翼以軒翥。反宇軼以高驪。藏蓄經史子集百
家之編。及本朝神祇道之祕錄。歷代倭歌集。側比設黌舍。以
為講習討論之所。竊擬州學縣學之儀軌。昔者本朝之隆盛。
使諸儒居大學寮。而讀五經三史等。且有釋奠之禮。試科之
制。偉器碩量。代不乏人。菅君江帥。是厥巨臂也。石上宅嗣毀
其宅。為阿闍寺。別設一院。貯儒書名芸亭。小野篁客遊東州。
建足利精舍。置先聖先師像。及北條氏執兵馬之權。叔金澤
文庫。押儒典。以墨印章。押佛卷。以朱印章。及叔末之世。風教
敗墜。人才萎蕪。千載寥寥。影沈響絕。無靈膠之續。斷絃不如
永郭。有爐步悲夫。今斯一舉。寧為人力之所致。蓋皇天之錫
命。不亦悅乎。此地之為狀也。高明爽愷。四望豁如。舊外宮封

戶之地。故曰宮崎。或稱豐宮崎。前有神田。號天長田。及九月
秋歛。而初穫稻。薦內外宮。號新嘗祭。正南有八束山。相傳奉
祠素盞烏神。有鼓嶽。天晴氣清。則觀山腹之水簾。東南有龍
浪山。東有尾上山。或曰隱山。相傳倭姬命入此山。而不出。故
名有神路山。屬內宮之山也。有朝熊嶽。烟雲變滅。朝暉夕陰。
葱秀迥出。西南有山宮谷。每歲十一月。簡元辰祭。妙見星。而
禱年穀之豐登。或云舊祭泰山府君。西有岩戶山。有十二石
窟。故名。舊曰高倉山。屬外宮之山也。又有高神客神兩山。各
建社祠。高神山。南有大國玉社。山下有水名井足。清冽可愛。
陽早不縮。陰霖不溢。土人酌為煎茶水。當盛夏之際。滋蔓之
草。過鬱之木。遮蔽炎日。來遊者坐盤陀。玩碧波。最為避暑追
涼之所。井足水北有御田口社。其餘跡之靈景之美。難盡貌

寫嗚呼諸生精勤奮發夙夜匪懈則異日將有着逢掖之衣
陳俎豆之器發絃歌之聲神其舍諸人宜肅敬余未往宮崎
臨眺之興懷古之感何以記焉觀其圖狀姑書以應神官諸
生之求興公有天台之賦杜牧有阿房之賦欲他忖度而覽
斯文

慶安己丑夏五月日

善齋老人書于南紀沔潛居

題伊勢文庫

勢州度會人胥議相攸擇勝造書倉式寓日本紀神書天書
祕笈諸家乘之類中華之經史子集等隨有隨得以聚蓄之
酬靈恩之万一也欲見者來乃請守鑰者許閱視之不許外
出焉唯於浮屠相多者無藏之以有神之所忌嫌故也其慕
古之趣可以嘉焉屢使紹介告之故且請余一語至于再至

于三於是齋春秋傳一部贈之以添文庫之牙籤因綴長篇
一首以言敬遠之志云

常世波浪融	伊勢起神風	五十鈴川上	有血是磯宮
虛靈齊日月	洗眼對白銅	陰陽元不測	造化自為工
豐受亦宗廟	內外共尊崇	皇孫受三器	智仁勇相同
寶祚與天壤	隆盛永無窮	倭姬憑談後	齋王潔厥躬
忌避排中子	髮長棄如蓬	深紙堆反故	異端不可攻
邪曲必當罰	正直即令終	黑心早黜去	丹祈忽感通
欲知妙物理	布在古記中	遠聲百千里	慇懃到海東
聞說同志輩	書倉成營功	聖經及祕錄	行將棟宇充
卑詞聊依請	代祝表微衷	馨香發於德	採蘋須昭忠
寄貽春秋傳	葵傾向朝曠	請君務民義	默禱邦家豐

壬辰六月上浣日抄筆東武家塾

戸部法印夕顔巷林道春

表門額 同上の文字を彫る。善齋道慶の書あり。

孝經碑 菱湖卷大任の書あり。

講堂額 豊宮崎文庫の五大字を彫る。林學士道春の書あり。

文庫創建碑 庭内よりあり。津藩士源知周の撰文あり。

御屋根櫻 南庭よりあり。延佳神主自家の屋根より生ぜし櫻苗を、手づかり傳へて、此の稱あるかり。山櫻の一種より、葉少く、花辨、殊より大かり。古株ハ、朽腐しけるが、遺葉繁殖して、今ハ、數十株より及べり。花期ハ、毎年清明の頃より、遊客頗雜沓す。

度會神主延佳靈社 元ハ、文庫の東に在りしを、罹災の後、門内の北側に移したり。近ク、足代弘訓の靈をも配祀せり。延佳神主も、始、延良といひ、通稱ハ、與三次郎、又、信濃愚大夫とも呼べり。權祿宜延伊神主の長男あり。況ク、神典國史を涉獵し、神宮中興の碩學ありき。其の著書多き中、陽復記と題する書ハ、曾て、菊亭經季公より、後光明帝の睿覽に備へし由、爵賞沙汰應元年八月廿七日、記録所より出御ありて、特ニ感感あらせられし由、爵賞沙汰文小見えたり。氏ハ、元和元年の生誕より、元祿三年正月十八日、卒去せり。享年七十六歳あり。その平素行狀の一斑を左より示さむ。

寛文十二年壬子の夏より、秋ふいりて、出口延佳、門人釜谷正

好紀伊國玉津島神主高松氏橘吉重、越前國人山本廣足の爲に、神代卷を講ず。その時、三人ひそひ、延佳の爲人を評しける。その見ろ所、皆異なり。ある時、廣足、此の事を、延佳に告ぐ。延佳の云く、我も取りて、他の戒とまべき事、二つあり。一ハ、弱冠の比より、婦人の列りたる酒宴の席は、ほどもらざる事、一ハ、人とや、もに博奕の具を、手ふらざる事あり。右の如くにして、今年五十八歳より及べり、其の始も、勉めたりと雖、後ハ、自然の如くありたり。此の外、我も、取るべき事ありといへり。此の事、神代卷講述抄の跋に見えたり。延佳、文庫を造立し、舊記を考索して、廢きたるをつぎ、絶えざるを興し、神宮に功ある事ハ、世に編く知りてかくれが。一生の行状も、此らの外、人よまがれたること多うり、むを記し傳へたる物なきハ、必と惜むべき事なり。

御常供田

みとやうくうごん 枝穂田ともいふ。官崎文庫の南
にあり。豊川、岡本の両町に属す。

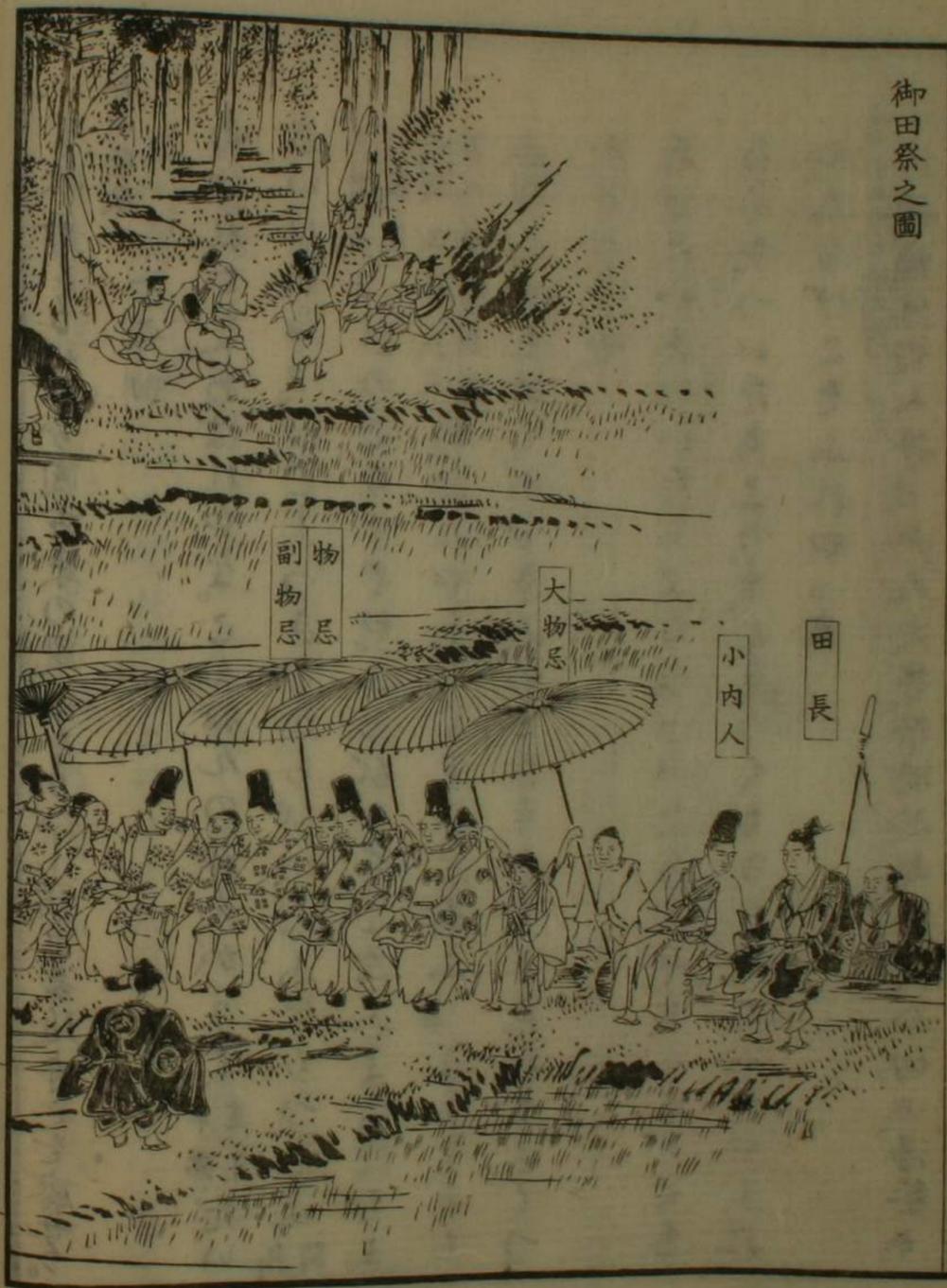
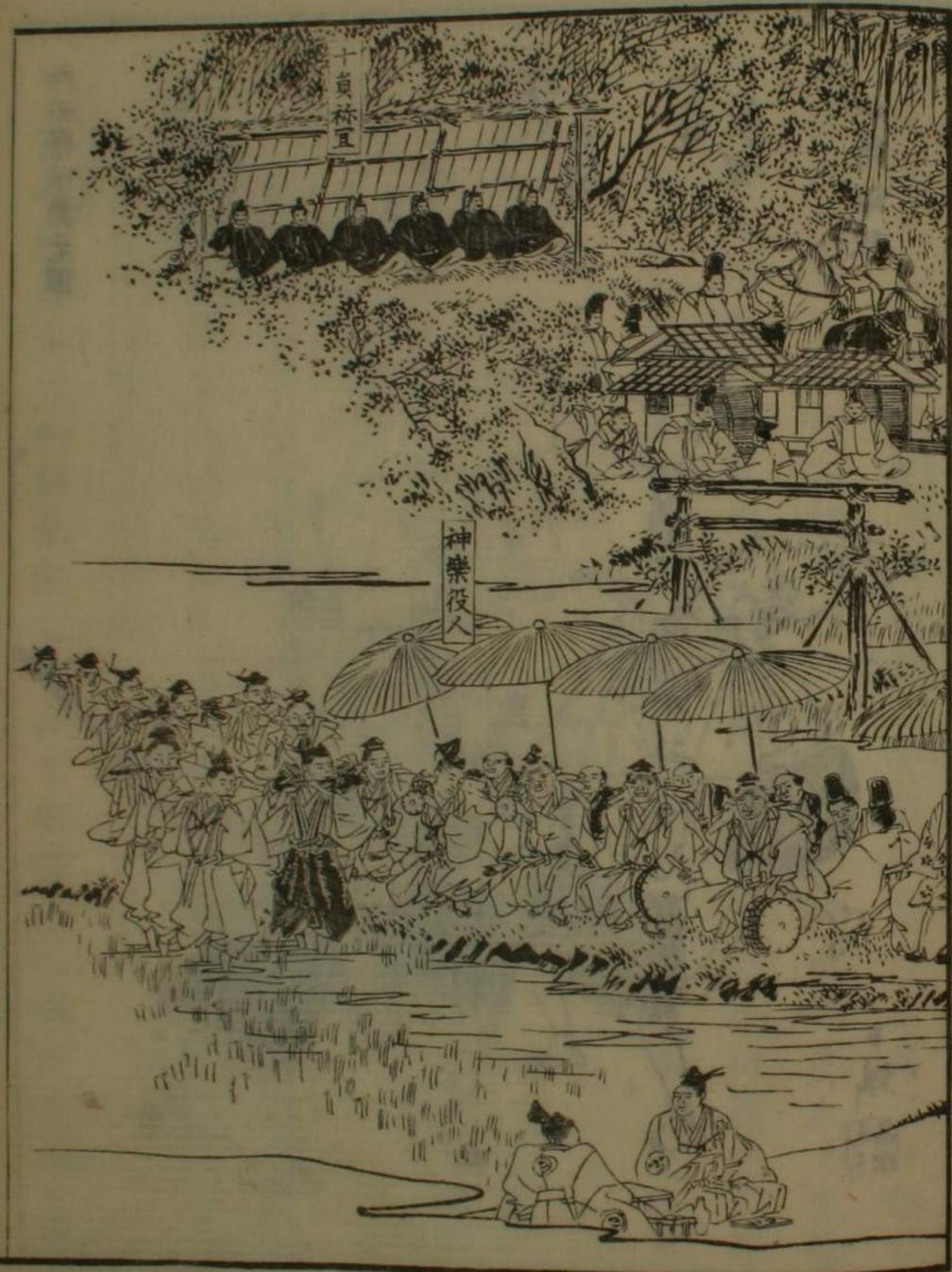
皇大神宮豊受大神宮の朝夕の御饌に供むる御料の御刀代田
を云ふ。毎年五月下旬吉日を撰び、沖田植の神事ありき。その式
は先、大物忌父、苗草を被ひ清め、子良の子之を植ゑ始む。此の時
神樂役人数十人、素袍烏帽子にて、田頭は立ち並ひ、鼓吹を奏す。
禰宜十負、乘鞍、又ハ騎馬にて、行装を整へ、西の山腹ある假屋に
入り、其の式は預れり。式了りて、田長、田夫数人、紅粉を施し、素袍
烏帽子を著し、腰蓑を纏ひ、一人、金漆の棒を振り、其の餘ハ、六尺
許なる彩畫の扇を捧げ、笛鼓に應じて、田舞を奏す。其の謳歌、以
て古雅なれど、左に、その一二を掲ぐ。案するに、日本書紀、天智天
皇十年、
三代實録、元慶八年、
貞觀八年、
及榮花物語、百練抄等、農夫田婦の田舞を
奏せし事、往く所見あり。早苗植付の時、其の年ハ豊熟を祝し

三十一

御田祭歌

一之田

て歌舞まゐるハ、吾が國古来の風俗なり。惜き哉。近年之を廢せり。
あはれやな。あはれやな。こんねんの禰んがうも、年號
某年だい
さいはや、干支のじし。つきのからびハ、志ふにありつきよ。有
閏
年者云、十
三箇月、ひのこらずや。さんびやくご志ふよ。にちよ。
有閏年者云、三
百八十餘箇月、あはれやな。ごぐとつに志ふ。某よちを、きち
ふちとさだめて、わがきみのミさうさく、うゑかうさくつ
かまつる也。
あはれやな。ついたちよりも、ついたちよりも、くもりくも
るをや。ついたちよりも、くもりくもるをや。あめかやふれ
や。志らげこそふれや。二度。
止由氣大神宮儀式帳
然後禰宜内人等我戸人夫等祭時共起、一時令切、湯盥ル。



一種進上之

外宮政所引付 慶長九年甲辰十月奉下宮崎御常供田之事合員數玖佰束

之中〇下

神祇百首

我が國は長田の早苗後さすはつむせむの富子の花 元 長

田上大水神社 たのへ おほみづのくわじや 御常供田の南に坐す藤里村に屬せり俗に丸山また車塚といふ豊受大神宮の攝社あり

同御前神社 おほみづのまへのかみじや 同域内に坐す

祭神ハ、度會氏四門の始祖大神主小事の靈なり。御前の社ハ、小

事の女宮子の靈を祀る。此の社域前ハ方に、後を圓く宛然として

陵墓の形をなせり。

止由氣大神宮儀式帳

田上大水社 延喜式度會宮所撰十六坐

社記

田上大水社 坐同郷字宮崎

神名秘書

田上大水社 大神主小事靈在繼橋郷字宮崎東田上西大水有前社

長徳檢録

田上大水社

豊受大神宮社直補任次第記

神主小事乙乃古命四男也四門始祖是也爾時以小事女

宮子内親王御杖代立奉支〇中仍小事薨時賜東國民其

墓令作也其靈度會郡内稱田上大水社祭之祝任神主氏

人又宮子靈同所號前社祭之

井足泉 かだりのらみ 豊受大神宮域内關谷の口あり

古木天を覆ひて常に日光を見ず。清水滾くとして樹間より涌
出せり。宮崎御常供田は灌漑する水の源なり。文庫圖説よ、さ
て高うらぬ山の下なれど、岩をたゞみ重ねて苔むし、あさりけ
本草茂りていゝなる日であり、此の清水はたえず。こと所の
水よりも、よく清めるにより、かろらなりとて、茶を好むもの
皆、此の水を用う。夏は、螢の多き所よて、水は映あつさまえあら
ぬまゝ、人あまゝ集ひあへり。納涼の時か、かたら、此の泉石ふ

人絶えずと記せり。

山宮祭場 山宮谷、又、龍谷ともいふ。井足泉の南にあり。

毎年十一月下旬吉日を撰之、祿宜物忌父等、此の谷に臨時神座を設けて、祭事を行ふ。此の祭ハ、仁和四年十一月十八日小行ひ一以始とす。爾來、前山まで勤行せしを、建武二年、此の谷より移志し、由、祝詞文小見えたり。神宮改正の後、之を廢せり。

外宮諸祭祝詞奉御調條

右當祭者、繼橋郷前山乃邊、仁天勤行志平、建武二年、清淨乃靈地乎擇定、天此瀧谷尔祭庭乎遷奉、礼利然、羅婆改、天奉仕、止毛、谷崇無久護、幸給倍止奉。

山末神社 やまげのふんトヤ 豊受大神宮域内東の尾崎にあり。豊受大神宮の攝社なり。

止由氣大神宮儀式帳

山末社

延喜式度會宮所撰十六座

山末社、山祇、大山津姫命、御田口社、南也、在、繼橋郷字宮山小梨谷。

御竈木帳四十七前神社
山末社

度會氏神社 度會氏、宮本村大字藤里にあり。

度會氏二門の祖神を祀る。御前の左右に、小社六前あり。是も、同

氏代々の神靈ありべし。

類聚神祇本源 宮崎氏神社、坐、度會郡宮崎、度會神主氏祖。

右度會神主氏、遠祖天牟羅雲命、一名後天、二上命、天御中

主、尊十二世孫也。

古者口實傳 一、禰宜勤役事、廿年一度、宮中末社、中二門、氏神、

政所年中行事祝詞

度會乃大見乃原尔、度會乃神主等加氏乃神止定、稱辭奉留先、祖大幡主命、乙若子乃命乎始奉、天次々代々、乃命達

乃前尔、下

神護峯中山寺 岡本町龍浪世古より、宮本村大字勢田に至る里道の右側にあり。同村大字藤里に屬す。

承應二年、愚堂和尚の開基よりして、禪宗臨濟派なり。寺傳を案す。

るに、愚堂ハ、美濃國の人、伊藤掃部の男にして、母ハ、齋藤義龍の臣、鷲見出雲守某の女なり。天正五年丁丑四月八日、同國山縣伊自良郷大森里ニ生れぬ。十一歳より、始めて佛門に入り、庸山禪師より、愚堂の號を與へられきといふ。此の中山寺の落成を慶せしむ、愚堂八十歳の時ありき。其の後、八十五歳より、華園聖澤院ニ寂す。勅して、大圓寶鑑國師と謚し給へり。

前山まへやま 官崎くわさきの南ニ蔭たる山岳の總稱あり。その麓ニ、宮本村大字前山あり。

往古ハ、さき山といひしや。古文書に、左貴山の名あり。其の東に崛起せるを、鼓岳と名づけ、西ニ聳立せるを、鷲嶺といふ。又、深く、南ニ分け入れを、奥山と云へる地あり。傳へ云ふ。大和街道より、神宮ニ詣づる人々、宮川の東岸佐八村より、山間を攀ぢ登りて、此所ニ出で、宇治郷浦田坂ニ通じりと又、永祿年間までは、世

義寺、三寶院、光明寺等の巨刹、此の地ニ勝概を占め居たりきと云ふ。當時の名残もや。今、なほ、處々に、櫻の老樹を存せり。

二黒山にぐろやま 屏風岩びやうぶいわ 龜五輪かめごりん 蛇谷よだに 花まゐらせ

三坪塚みつぼつか 三光坊窟さんこうぼうくつの東南ニあり。天然の岩窟あり。洞中の形状ハ、山口顯庵の文ニ譲る。

鷲嶺岩窟じうれいいわや 三光坊窟さんこうぼうくつの東南ニあり。天然の岩窟あり。洞中の形状ハ、山口顯庵の文ニ譲る。

遊鷲嶺後洞記 山口 珏

癸亥三月十八日、余與客會于冢敏卿宅、床頭置一白石髓二鐘乳、問之云、近遊鷲嶺後洞者、所得也。因有問、靡之意、約成而散。廿日夜、余如約、至高舜民宅、欲候雞鳴、俱發。是夜、小雨、客有不至者、其所同者、並余七人。黎明離郭、猶恐為雨、所沮。比至前山、天晴、遂南上鷲嶺十二里、絶頂有堦、謂之三方冢。盖二宮及紀藩之壤界。我郡新太守至、例每巡視焉。下嶺

行叢薄中，人跡殆絕。一里許，觀前洞，昔有僧名三光，修澄于此。後人因謂栖霞，蓋一大岩腹劃開，僅可坐一人。過此路，益險躡岩，援樹東南下三里，聞水聲，林樾甚美。度一溪，土人種油桐數百株，岡巒環之，四望如畫。又南上五丁，抵後洞，洞口蒼蔚參天，楓樹四株，皆合抱，藤蔓下垂，水從洞中流出，將入洞。前行者牽一長線以導，各把燭，佝僂而入。漸涉水，覺岩濕泥滑，燭光所射，垂露熒熒如也。九十八步，路稍闢，見石榜及兩石，如人標，置先入左穴。上五六尺，狹窄甚，導者乞反，不聽。強前覘，石下嵌空，透下得路，始不覺出何許。忽過線，乃知循岩孔，一匝復出，故道也。還到石榜處，其有懷洞舊圖者，出檢之，更於榜右稍高處得一穴，漸入，有飛泉，其下大石森立，泉左又有一小穴，余以體瘦，小腹行，僅得入，益入益窄，不可

復前，乃進燭窺之，上下岩勢如斷齧相合，水布其底，左尤深黝，旁入者遽呼曰：得源矣！退從之，仄行，又得一穴，入而上，高二丈許，周徑若干，狀若閣道，可外下行。由此又入一穴，下五六尺，間然軒豁，洞之所窮也。所覆之岩，特蒼古，瀑布二丈許，噴沫飛散，下有一白石突起，承之，日夜寒水之所齧，肌剝髓露，水湛湛貯其下，意必與余所窺斷齧下水通脈也。又知於敏卿宅所觀石髓，取此，尖片者，宛然猶有斷痕矣。余輩旁索鐘乳，不得已為好事者所采盡也。此間有蝙蝠，見人驚飛，搶面大如燕，蓋自洞口至此，屈曲凡八十餘步，各隨所見，不得詳記。其復幽險，意如經數刻，既出尚晌午。古仙遊者，樂忘曆日，豈可希哉！遂下山溪上，紫藤盛開，水華靛碧，此行晚春際，夏山中揚蘆花，羊躑躅與新綠映發，如行着色畫中，過一字。

郷相傳、平氏族、當時避亂來此、遂成一村、至今子孫藏鎧甲
旗幟、屬余人民家、見老媪、請之、若有新祕、辭以主翁不在、恨
不一觀、日夕取路於龍嶺而歸、此嶺、余往年遊南島所歷、屈
指、昔遊亦已六年矣。

鼓嶽

前山の東に續ける山あり。大字勢田に屬す。

古老の傳ふ、此の山、宮川と、五十鈴川との二川は挾まり、中は佛
刹の堂宇ありしゆ、急に、志の云へりとぞ。さるハ、堂、洞みかよひ、川
革ふかよひて、鼓といふもの製と似たるより、負せしむるを鼓
とぞ。恐らくは、後人附會の説なるべし。又、高原ともいひ、
由、文庫圖説に見えしより。鴨長明の連歌あり。宇治郷林崎の
所に出す。

鼓嶽山蓮臺寺趾

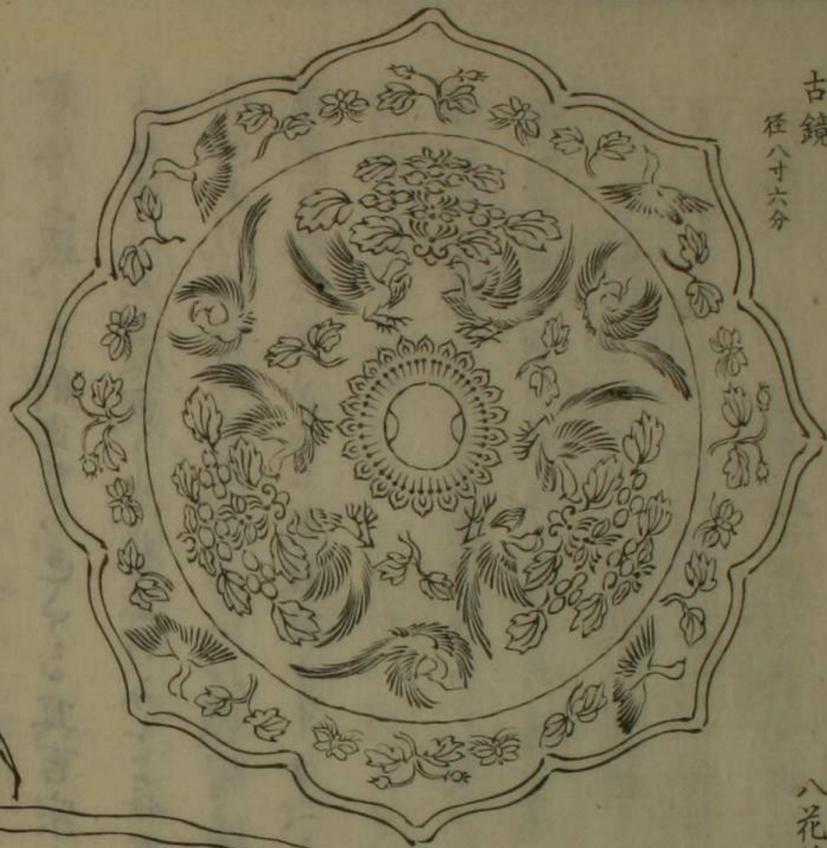
鼓岳の麓、大字勢田にあり。此の村、舊ハ、蓮臺寺村といひき。

蓮臺寺を、一條院の御代、正暦年中、祭主大中臣朝臣永頼卿
靈夢を感じて創立せらるる真言宗の寺なり。よし、古事談
に見ゆ。近年、廢毀して、舊趾のみを存せり。境内に鏡池と云へる
小池あり。元祿十五年、當寺の住職宥遍の著志、基記に、昔ヨリ、
鎮坐ノ社モアリシニヤ。社趾トイフベキ所ノ形許遺リシニ、或
時、其ノ邊ノ土地ヲ平ニシケル事ノアリケルニ、鋤ノ刃ノ物ニ
觸レケル音ノアヤシカリケレバ、其ノ地ヲ穿チケルニ、一箇ノ
陶瓶ヲ堀リ出シヌ。瓶ノ内ニ、古鏡一面ヲ納メタリ。徑八寸、八花
形ナル鏡ニゾアリケル。古代ノ靈鏡ニシテ、正シク、故アル物ナ
リケレバ、頓ニ、小社ヲ營ミ、御鏡ヲ安置シテ、鎮守ノ宮ヲ祝ヒ崇
メ奉リケリと載す。其の鏡、今猶當村に珍寶せり。

鼓瀑

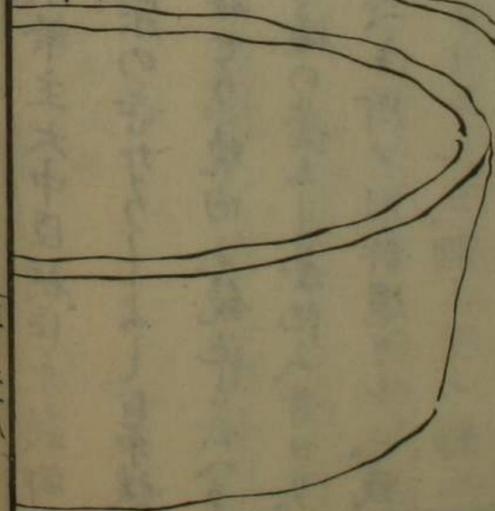
同村を距ること、南二町許、鼓岳の山間に在り。高一丈七尺、濶四尺あり。

古鏡
徑八寸六分



元蓮臺寺所藏現今勢田村保存
八花菱形古鏡并瓦笥

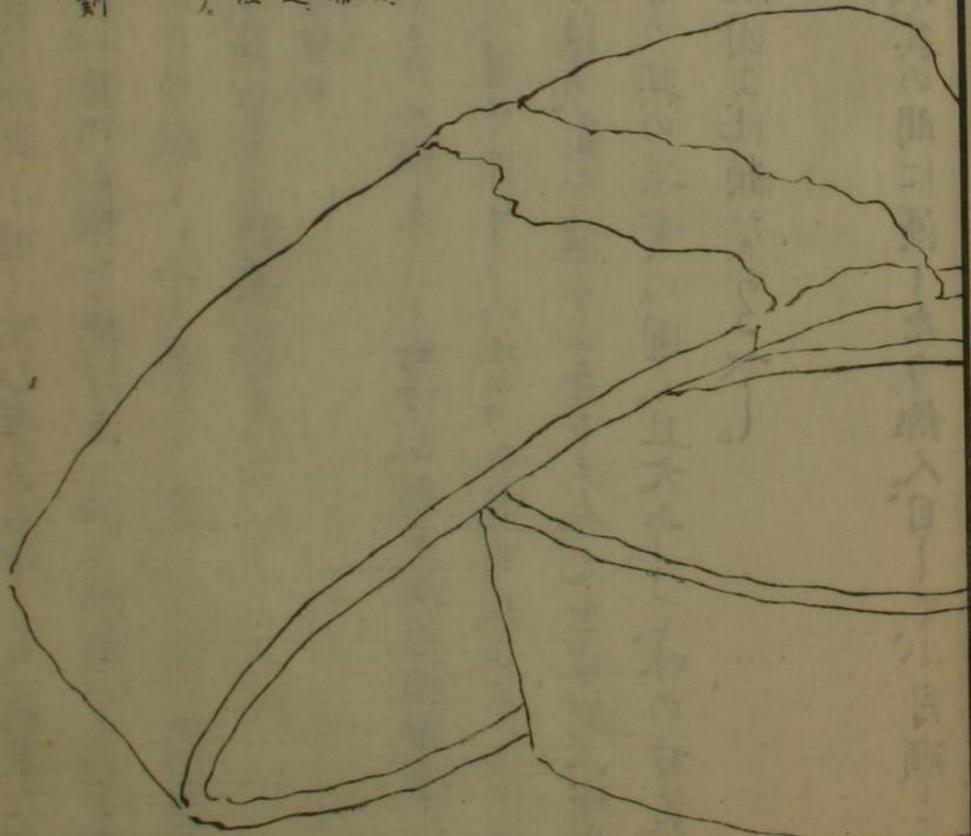
瓦笥
身 徑一尺 高二寸五分 厚三分半
蓋 徑一尺六分 高三寸



鼓岳山蓮臺寺の什物に古鏡あり、
私割始く宇治五十槻久光神主と
せもに一覽し其後江戸將谷振齊
望之京都山田阿波久以文と同伴
して數度熟覽せり此人を世より
名高き學者とすむ世のものと
歎美せり今年彼地の地頭久志本
三位常連卿といかりて瓦器の破
損をつくり古森厚保山口光治
山本忠徳をすめて鏡袋一敷蒲
團二韓櫃一合を寄進せしむ是
私割好古の癖ありてかるもの埋
没をなげく意切あるが故なり

天保十四年癸卯閏九月

足代権大夫弘刻



岩壁三面を圍み、森の樹群小暗く生ひ繁る中より、飛泉たぎち落つ。その様實に、一條の白布を懸けたる如く、幽趣いとむ方か。楓葉の紅は深めなす秋も、いふも更なり。夏の三伏の熱を避るむとして、市街より、筇杖曳く遊客、甚多し。

産物蓮臺寺柿 大字勢田

此の村み、いつの頃より、植ゑをどめけむ。数千樹の柿樹、遠く、溪間を埋め、近く、人家を擁せり。八九月紅熟の候、至るとき、を頼り、目を奪ひ、夕陽も、影を譲るゝまゐる。土人、之を、市街小齋ぎて、半年の糧資とせり。其の果實の圓く、且大ふして、味の甘美なること、恐らくは、他國に比類なうべし。

宇津木原 大字藤里

村間、梅樹多く、溪水、其の間に流れたり。郷人、目して、小月瀨とい

ふ。西南、同村大字旭村、及前山、と接續す。

教王山神宮寺寶金剛院舊趾 岡本町龍浪

土俗、世義寺といふ、真言宗の古刹なり。寺傳、天平年間、聖武天皇の御創立、ふして、開基、八行基なりといふ。往古、前山、とありき。中興、開山も、圓海律師あり。建長年間、坂の世古、と移志、しが、神域と接近せるを以て、寛文十一年、山田奉行桑山丹後守下知して、此の地、と轉せしめたり。支院十餘、宇ありしが、近年廢毀し、今ハ、僅に、威徳院の一字残りて、一山の寺勢を執るといふ。この寺、如法經を頼寫して、毎年七月、各所、と納むる式ありて、近年まで行

これより。

威徳院 龍浪山 あり。大峯山、當山方、正大先達と稱す。毎年七月、管内の修験を集め、大護摩を執行せり。

土器經筒二口 本院に載す。一は、治承二年の銘あり。一は、無銘なり。傳云ふ。長寛年中の物なりと。

敬

奉施入如法經竹筒一曰

右志者乃教真家集異靈為利
生死頓證菩提施入如右敬

威德院所藏經筒銘

治義二年七月十二日造之

剎主僧寬喜

造千藤并成重

敬

世義寺古瓦銘 岡嘉平治舊藏

淨

元和六

凡そそん
もろく
常き方

ふんてまよきや志西のため

大之煙た

太刀一口 本院所藏 服部采女正寄進状

飯高郡鎌田村之内を以て大峯領五十石永代令寄進畢

不可有相違者也

文祿三年九月五日

山田 世義寺先達

服部采女心 一忠五

瀧谷 瀧浪山の巽あり。土俗、不動池といふ。空海、自彫刻せし。不動の像を水底に沈めしより、如此名づけたりとぞ。

八束山 八幡山 辨天山 永代山

轉々山 皆甚高からず、巖上、勢海を望み、風光頗宜し。三四月の頃、處處に、假店を設け、酒旗翻くとして、客を招けり。

瀧浪橋 土俗、丸橋といふ。尾上の土流に架せり。

尾上川 又、御贄川、小田川ともいふ。岡本町の東端に横たえれる川なり。水源ハ、前山の山間に出で、宮崎水田の中央を貫通し、瀧浪橋を経て此の所に至る。岡本、尾上、両町の境なり。下流ハ、勢田川と稱し、箕曲、懸橋二郷の間を通し、終に大湊に至り、高向郷宮川筋に合して、海に入る。

十一
擬寶珠
小田
太神
藤家

小田橋 尾上川に架せり。近年まで擬寶珠ありき。

往古ハ瀧浪山の北麓に小田といへる一村あり。其の村の産土神なり。洪水の爲は流失せし由舊記に見えたり。其の村の産土神なり。小田の社今も存せり。されど小田の名ハいと古き稱號なるべし。

神宮諸雜事記
永承五年九月祭使王孝資中臣神祇權少副元範等也。○中

而以午時豐受太神宮參入。即玉串供奉之時。與大雨如沃。天志
俄洪水如海。宇小田橋流浮。天。宇治川水洗岸。天人馬不通。仍

件勅使外宮一宿。天志以明十六日。内宮參宮已了。

櫻新道 小田橋の東詰より左に折れて河

虎谿 小田橋の南にあ

此の地幽閑小して往時文人墨士の棲隱せらる者多かりき。茲も
蔭田暢齋の文を掲ぐ。

小田橋南百六十步許有小丘此地舊有虎子山及虎谷之名戊午夏余卜隱於此內以小虎谿自號客至問余其方向勝概輒指燈柱上記令客自讀曰草堂在八幡山之趾寺門最近與草堂斜面者為上善寺其左為善念寺與山本氏初月庵皆當草堂東地稍高堂北有文珠寺正住院八幡山西南趾如法入門諸寺竹樹隱蔽小南有民家者為向山竹柏村其上為教王山又南為中山寺稍遠而高者楊楹原前山其上最高大者鼓岳也西為大神山自千萬元上斧斤不入豐宮崎文庫在其趾庭多櫻花出口氏所栽云龜頭山在其西北平田中有大神主小事墓稱田上大水社其北為梶森此間屬繼橋郷古名錦河内又稱宮崎而今錦水澗栽文許水東古樹叢立者二所庚申祠也其西北有華表傳為文珠

寺舊趾草堂西小橋通岡本里水北入勢多川潮汐通焉從草堂下可舟下也又一流水過正住院北合于小田橋下俗稱虎川

寛政十一年己未十二月

小虎溪主人識

岩淵町

豊川町の續よして岡本町の北と通ずる町あり度會郡役所宇治山田監獄支署及山田癩毒病院等あり

往右宮域沔池の下流其の他數派の水流此の所合して深淵をなちより名づゝたりとぞ。町の心中に溝渠あり其の名残よや又中右迄は毎月三日此の所まで郷人市場を開き諸物を交易せしこと八日市場と同一なり。今に三日市場と稱する舊家あり。

城橋

岩淵町より岡本町よ至る境界の橋なり

上部越中守貞永豊臣家の御師かりしを以て同家より知行千

那須與一贈岩淵氏祈願書模本 整一尺一寸
橫一尺五寸

御正清白所藏

奉 任勢大神宮願書

下野國那須與一宗高謹白頃年平清盛之一族振威
專權茂如王家愾苦蒼生雖然去者終不久吾源
賴朝恭養院宣興義兵乾賴義經引率大勢討暴
逆譬如利刀破竹平氏竟漂漾西海不知所據然猶
設偽計欲欺我將平時我經命宗高守片之
緣之不許因頓首再拜奉念
任勢大神宮竟顯射切源平之陣頭是偏因
神明之助力者也因是於我那須領以柴山金丸兩地

奉寄 大神宮永表恩賴之辱猶為祈子孫之繁
榮贈岩淵二頭大夫願書因如件

元曆二年二月廿日

重藤弓 一張

鎬箭 二筋

馬鞍 一口

右奉寄附

那須與一宗高敬白

狀 院宣及違亂云々、夏為實者不可然、所詮任代代、勅
裁、寺家領掌先不可有相違由、被仰下之處、如教狀者、猶不
叙用、狀任先例。○職沙汰者、院宣如法、仍執達如件、

正安三七月三日

宮内卿顯相

祭主神祇權大副殿

吹上町

岩淵町の北と通ぜる町あり。是より、河崎町を経て、二見、鳥羽と達する縣道あり。

往古も河原村といひき傳へ云宮川の下流、此の北を繞り、頃
までは河原までありき、今も堤の舊趾存せり。應永十年の光
明寺古文書にも、富貴上と見え多し。

皇太神宮儀式帳與書

文和三年甲午四月十九日、於伊勢國度會郡繼橋郷河原
村吹上書寫畢、為令神事興行、申出村松長官家行神主、御
本勵老眼畢、權禰宜度會神主實相、

世木氏文書

堅一尺 横一尺六寸五分

光明寺所藏

分行 少財物事

尋卷檢大内人與足治

臺収繼橋神祇殿與
副官宮禰宜度會神主實相

在十三卷大内田里九坪

島伯捌拾步 其曲所波行日 字泉

右依有存首羅為少分所分治之五日進
善事可令相伴男子等之狀如件

天福貳年正月廿日

次男權社其後在會集也

婦男其權社口在在會集也

家女度會續壽子亦之

五

豐愛神宮權社是從在度會禮

此等目錄中若月以分月至本列文
夫財之無若也了男女各之無也識
所也

紅汁台各不成遠也下乞
伏知し

時存之度會禮也

世木社 同町の北裏世木の世古あり。山田産土神八社の一なり。

世木も、堰をて、北宮川筋堤防守護の爲に勸請せし社なりと云ふ。往古ハ此の邊を世木村といひき。度會権禰宜世木某の居住せし所なり。

惠觀禪師墓 世木社の東あり。

惠觀は、光明寺一代の位職にて、所傳多し。此の地、寛文年間まで、光明寺にありし舊趾なれど、其の墓も存せらるるべし。

結城上野介墓 惠觀禪師墓の傍あり。

墓石の面は、君山道忠大禪定門墓の九字を刻せり。まゝ、白河天皇、北畠顯家卿の紀念碑あり。

松木社 吹上町より、岩淵町に至る横巷松木に坐す。

禰宜度會神主春彦の靈を祀る。寛延年間、其の裔孫松木長官

智彦神主の建設せし所なり。

豊受大神宮禰宜補任次第記
禰宜外從五位下神主春彦 在任十六年

右神主、二門大内人高主六男也、延喜十八年六月廿日任、兄冬雄、同廿年十二月廿五日、叙從五位下、承平三年

十一月廿日、辭職讓男晨晴、天慶七年正月九日卒。

箕曲中松原神社 岩淵町字箕曲に坐す。山田産土神八社の一なり。今、縣社に列せり。

類聚神祇本源中松原社の所は、長徳檢録文云、御竈本帳未載之、宮司盛房諸神社等修理沙汰之時未詳也と註したれど、同書長徳檢録拍木社の所は、在大歳社中松原とあり。又、參宮案内記に、岩淵町の末は、美野社と云ふあり。是、美野中松原社とて、外宮の末社八十五座の内なりとあり。土俗流社と稱する、箕曲郷箕曲氏社の本地なりとの説あきども、當社ハ、繼揚郷にて、素より、二社

なり。詳は杉落葉神宮續秘傳問答等不記せり。

柏木社 中松原神社の南田圃の内よ
坐す。石壇のみよて、社殿なし。

前に掲げし長徳檢録よりて、豊受大神宮の本社柏木社の舊
趾なるを證する小足也り。

箕子橋 小田橋の下流に架せる
石橋なり。岩淵町に属す。

往古を編みたる竹の上、土を置きて渡りけるゆゑかく名づ
るよし、舊蹟聞書に見えたり。

前田 箕子橋の東北よあ
り。岩淵町に属す。

往古も池町村の前田と稱する一村落なりき。何のあらむの有
りけむ。水害に罹りて今も其の跡も知らに由なし。只、終に小字
に殘せるのみ。

金鼓山光明寺 前田に
あり。

寺傳を案ずるに、此の寺を、天平十四年、聖武天皇の勅によりて、
前山に草創せられ、金光明最勝王經日課を以て、寶祿長久萬民
快樂を祈り奉りし、天台真言兼宗の勅願所ありき。何の頃、あ
りけむ。山田吹上村に移りしに、寺運漸衰へり。元應年間、小
至り、住職惠觀之を、禪宗に改め、伽藍を増築せしむ。道風復振
ひぬ。世人、中興開山といへり。雨来、東福寺に末刹となる。寛文年
間、本支院とも、祝融の災に罹りしにより、此の地を再築せり。惠
觀は、月波禪師と稱す。南朝の忠臣、結城上野介入道宗廣朝臣に
親戚ありしを以て、入道自筆の勅制軍中法、并小軍中日記、及室
家の消息、其の他、院宣、北畠准后の袖判等、數通を什襲せり。往年、
水戸黄門、大日本史を編輯せられし時、閱覽し供せしむ。之を、
談書中に採収して、光明寺殘篇と載せらるるなり。

古鐘 同構内鐘樓
小懸けたり。

後深草天皇の御代常磐井入道實氏の寄附せしむれなりやと。
右来神境に於いては、梵鐘を撞くこと禁制なりしゆを、神官等之
を止めむとせしに、寺僧郡宰上部越中守も怒訴し、終に豊臣家
の特許を得て、毎日二回此の鐘を撞く事となさる。其の朱印
今に當寺に藏せり。

因ふ云ふ。白河天皇の第二の皇女媞子内親王、第五十二代乃
齋内親王として、伊勢に居給ひし頃、其の外祖母なりし六條
右大臣の息室、伊勢へ入り給ひしに、鐘聲の聞えよきを、神垣
にありとたのみよふだも、おひもかけぬ鐘の聲のれ
と詠せられしよし、金葉集に見えたり。此の歌のは、此の鐘の
事なりとの説あるも、年月遠へり。

豊臣秀吉朱印

光明寺所藏

第一 奉
山田清波
鳴し日暮
中

去々々々々々々々々々
付々々々々々々々々々
百々々々々々々々々々
々々々々々々々々々々
信々々々々々々々々々

よか

去々


去々々々々々

八諸軍可有存存部条

- 一 誅伐仲時時益已下輩奉捕禁裏仙個奉還奉
所所可守護軍也於供奉し御相堂吞者米注進吏名
可任奏明被拘尋子細し後可被定罪名之
- 一 花被注下者文一人者被禁固殿所可待申監事し由可
申之矣
- 一 即入塔之時軍勢不供奉用白可奉倉八幡宮之
- 一 李布青連院内門波竹園可奉捕し於彼門波方事者
諸事可相向大塔二示現其即下知邊 勅其預注仰矣

若經被作事し其名不廻時尅可追討之

一 急乘遣軍勢於金野山追討其向し輩可被召申其
一 於邊中有致狼藉し輩之殺害再被犯遇し云則撤去

軍中法三遍被遣之查細之肯被作宗成備名 可食

存給給者依

天氣土登如件

元弘三年五月三日勅解由次官光守

謹上

頭中將成

結城室家消息

光明寺所藏

一
 二
 三
 四
 五
 六
 七
 八
 九
 十
 十一
 十二
 十三
 十四
 十五
 十六
 十七
 十八
 十九
 二十
 二十一
 二十二
 二十三
 二十四
 二十五
 二十六
 二十七
 二十八
 二十九
 三十
 三十一
 三十二
 三十三
 三十四
 三十五
 三十六
 三十七
 三十八
 三十九
 四十
 四十一
 四十二
 四十三
 四十四
 四十五
 四十六
 四十七
 四十八
 四十九
 五十
 五十一
 五十二
 五十三
 五十四
 五十五
 五十六
 五十七
 五十八
 五十九
 六十
 六十一
 六十二
 六十三
 六十四
 六十五
 六十六
 六十七
 六十八
 六十九
 七十
 七十一
 七十二
 七十三
 七十四
 七十五
 七十六
 七十七
 七十八
 七十九
 八十
 八十一
 八十二
 八十三
 八十四
 八十五
 八十六
 八十七
 八十八
 八十九
 九十
 九十一
 九十二
 九十三
 九十四
 九十五
 九十六
 九十七
 九十八
 九十九
 一百

一
 二
 三
 四
 五
 六
 七
 八
 九
 十
 十一
 十二
 十三
 十四
 十五
 十六
 十七
 十八
 十九
 二十
 二十一
 二十二
 二十三
 二十四
 二十五
 二十六
 二十七
 二十八
 二十九
 三十
 三十一
 三十二
 三十三
 三十四
 三十五
 三十六
 三十七
 三十八
 三十九
 四十
 四十一
 四十二
 四十三
 四十四
 四十五
 四十六
 四十七
 四十八
 四十九
 五十
 五十一
 五十二
 五十三
 五十四
 五十五
 五十六
 五十七
 五十八
 五十九
 六十
 六十一
 六十二
 六十三
 六十四
 六十五
 六十六
 六十七
 六十八
 六十九
 七十
 七十一
 七十二
 七十三
 七十四
 七十五
 七十六
 七十七
 七十八
 七十九
 八十
 八十一
 八十二
 八十三
 八十四
 八十五
 八十六
 八十七
 八十八
 八十九
 九十
 九十一
 九十二
 九十三
 九十四
 九十五
 九十六
 九十七
 九十八
 九十九
 一百

今に河内守奉行の頃まで、訴訟を聴きし所なり。今、稲荷の小祠あり。
 正善坊橋道あり。正善坊といふ堂宇のありし跡もや。今詳ならず。
 尾上町 岡本町の東に續ける國道あり。

一本木 吹上町に續ける縣道あり。往古、路傍に、榎の
 奉行屋敷 一本木の北裏にあり。土俗、御屋敷といふ。

寛永七年、山田奉行岡田伊勢守公解を置きしより、同十八年、石

河大隅守奉行の頃まで、訴訟を聴きし所なり。今、稲荷の小祠あり。

正善坊橋道あり。正善坊といふ堂宇のありし跡もや。今詳ならず。

尾上町 岡本町の東に續ける國道あり。

此の町、妙見堂の下にありゆゑ、妙見町と稱せし。近世改めたり。
 兩側とも、逆旅軒を並べていと繁昌の地なり。中央に、朝熊嶽万金
 丹を齎ぐ支鋪あり。

妙見堂 尾上町の北、石階を登ること一丁許、岡阜の上あり。
 往古の小田岡崎宮の旧趾あるよし。西南眺望宜し。

傳へ云ふ。貞觀元年十一月十五日、大内人高主の女、誤りて、御贄川
 に投じ溺死せり。其の遺骸を索めしるがを得ず。かへりて、淵底

(Faint bleed-through text from the reverse side of the page)

より妙見星の本像を獲り。高王喜び堂祠を、小田岡崎宮の靈地より創め、其の像を安置して、氏人の繁榮を祈り。其の功驗にや。翌年より、年毎に雙子を産み、三年の内、六男を擧げたり。後子孫、數家に分れ、世に榮爵を預り。由、祿宜補任次第、及度會系圖等、よき事あり。今に至り、氏人出産の時、胞衣を、此の堂の後、小藏むとぞ。大樹蒼蔚として、嚴然たる社域なり。が慶安年間の大風よ、樹本顛倒して、風致を失ひ、よし、常基雜事記に記せたり。

岩屋本録記

岡崎宮、妙見本録云、度會遠祖大神主飛鳥末孫大内人高主、貞觀元年己卯十一月十五日、一子前、大物忌子入、御費川卒去、十五歳、即時從、御費河淵底、而得妙見星童形像、奉居尾部御陵以西、小田岡崎宮、靈地利、祈、氏人之繁昌、爰貞觀二年十一月十五日、一胞二人、男子生、宗雄、冬雄是也、同三

年十一月十八日、同胞二人、男子生、春海、秋並是也、同四年十一月十五日、亦同胞二人、男子生、冬綿、春彦是也、

清水

同町清水世古あり。清冽いふべからず。土俗、七清水の一といふ。

尾上社

同町北側人家の裏に坐す。此の森に、不浄をすする者、ハ、怒崇ありといふ。

類聚神祇本源、長徳檢録、尾上社、在、泉寺西、と見え、御竈木帳、ハ、たゞ、尾上社とのみとせたり。何の神を祀りしもの。尾上、度會姓の氏人、累代住居の地より、康平、其の男彦晴、其の男貞雄、と、共、尾上の長と稱せしよし、祿宜補任次第、見ゆ、色、小田岡崎宮をば、尾上の氏神として、尾上社ともいひ、ならむといふ。この説、長徳檢録、泉寺の西とあり、ふも、能く叶へり。

尾上御陵

小部、尾部、玄尾等、よ作る。

往古より、倭姫命の御墓を、尾上御陵と稱し、或ハ、正住院の石室

なりといひ或ハ、天福寺山の幽林なりといひ或ハ、經が峯の巔とも云ふ。岩屋本縁記云、奉居尾都御陵以西小田岡崎宮靈地利とあれむ。妙見堂の東に當りて、其の地を考ふるに、元常明寺門内なる石窟即是尾上の御陵ならむ。又、神風小名寄に倭姫命尾都山と乃ぼりましくて、神ゆくへなくかられ給へり。それよむ、尾都山を、隠れ山と名付けある由、古來あまねく傳へ侍りと見え、えて、小田橋より東方、宇治郷樋手瀧の境までの間ハ、往古より總べて、尾都山、隠山、隠岡の稱號を傳へ多れむ、此の邊の外あらざらん。

隱岡山壽巖院

尾上町の南、山の半腹にあり。浄土宗あり。

東照山清雲院

尾上町の東端、尾上坂の麓より、一丁許南にあり。土俗、阿夏寺といふ。浄土宗なり。

此の寺、元吹上町にありしを、何時の頃より。此所に移せりとい

ふ。徳川家康の側室、清雲院殿阿夏尼の開基なり。延寶年間、増上寺知鑑和尚、退休して、此に住しき。堂宇数棟ありて、林泉幽邃なり。近、年舞馬の災に罹りて、一掃蕩盡せり。今、一字を再建して、徳川氏の靈位を安置す。後山、海灣を望み、風光最佳なり。

海雲山高源寺

尾上町の北裏にあり。岩淵町に属す。禪宗あり。

尾上坂

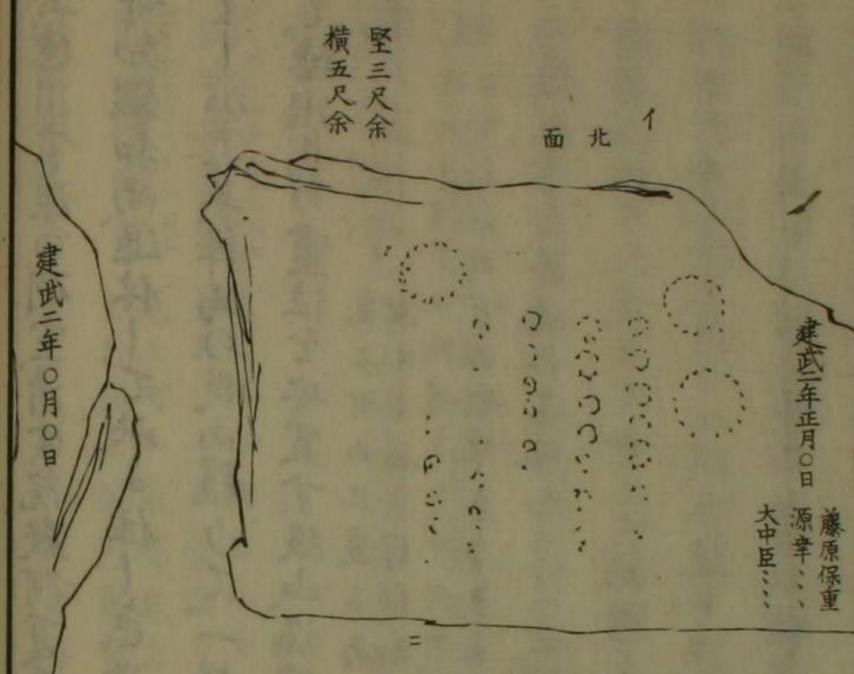
倭町と通ずる坂道にて、中央に、岩淵町所轄の地あり。往古ハ、宇治と、山田との領界なりきよりて、土俗、間の山といふとぞ。

此の道、往古に、羊腸の岩路ありしに、寛文九年七月、山田奉行桑山下野守、土地の人民、小下知して、坂道を開鑿せしめたり。何の頃よりか。於、杉於玉と唱へ、處々、小假小屋を作り、袷服濃粧の女子、三絃、又、胡弓を弄せしめて、往來人の投錢を乞ふ者ありき。近年、之を廢して、人家を建て、聯ねしり。

經峯

尾上坂の南の峯をいふ。傳云ふ。倭姫命の御墓ありと。未、其の證を得ず。毎年十月、世義寺の僧徒、夜中、如法經を納むる式あり。

經ヶ峯曼陀羅石
并位置之圖

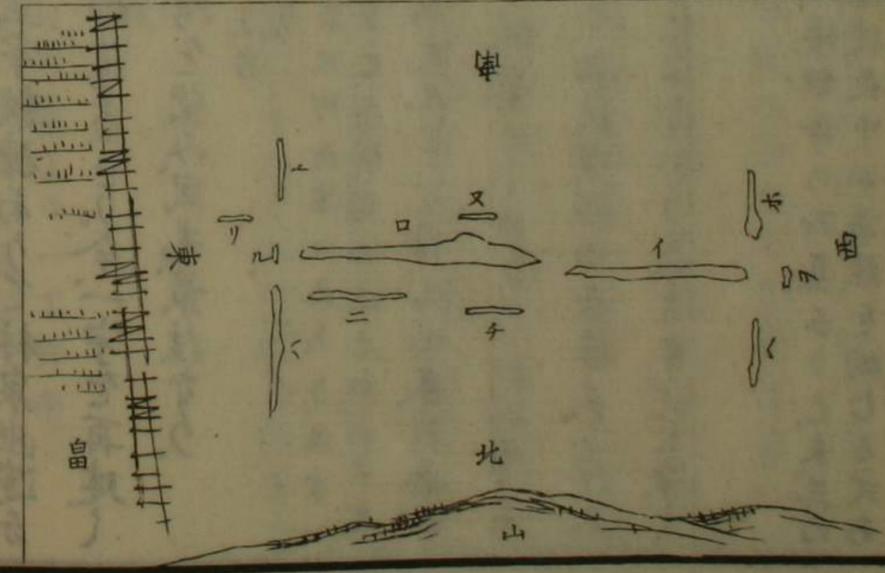


堅三尺余
横五尺余

面北 ↑

建武二年○月○日

建武二年正月○日
藤原保重
源幸...
大中臣...

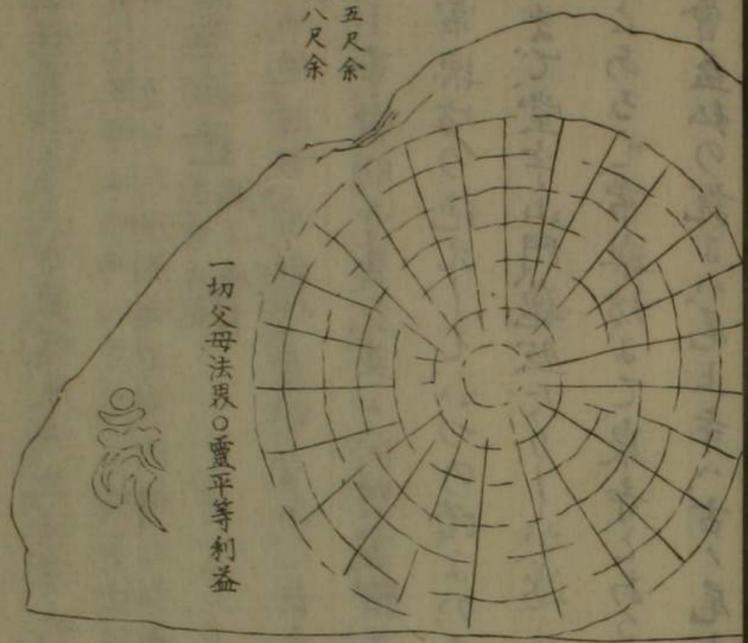


畠

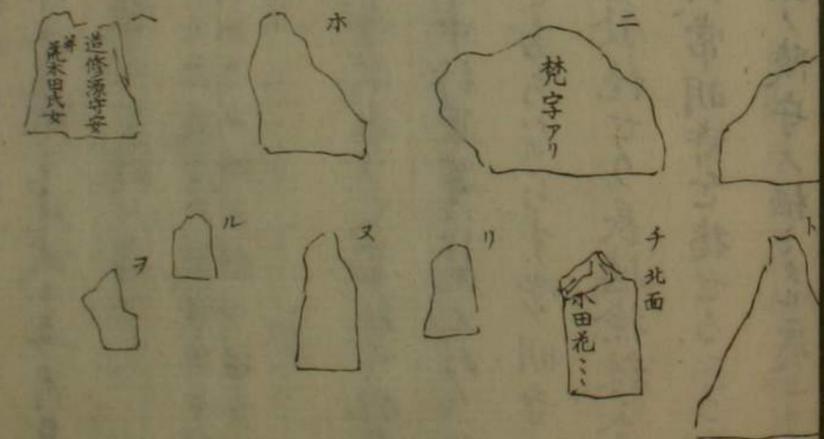
北

山

口北面
堅五尺余
横八尺余



一切父母法親○靈平等利益



逆修源字安
藤木田氏女

梵字アリ

木田花

北面

りき。因りて、此の稱あり。

曼陀羅石

經峯東南の尾崎竹林の中あり。高さ六尺許の碑石、二基、二三尺許の斷碑、數基立てり。

いさも、葦苔繡斑、字画磨滅して定ららば、統、建武二年月日藤

原保重、源幸、大中臣、荒木田氏女等の數字を讀み得べし。

倭町

尾上坂の上の町にて、尾上町と續ける國道あり。元、常明寺門前町と云ひき。繼橋郷と、宇治郷との境あり。兩側、魚鮮の店多し。

神落萱神社

倭町の北端に坐す。

此の地、往古、常樂坊、常明寺と云ふ寺院ありて、當社の別當たりし事、常明寺舊記並に同別當職年中行事等に見えたり。其の内、常樂坊の絶えしを、いつの頃よか。さるるならず。常明寺、八道年まで、堂宇山門、巍然たりしが、遂に廢絶せり。長徳檢録に、尾上寺とあるを、常樂坊にて、泉寺とあるは、常明寺を指せるあつべし。度會益私の説は、尾上寺、古ノ尾上ノ陵守ノ栖ミタル處ニテ、常

明寺一代ノ住僧、彼ノ寺役ノ料ヲ取りテ隱居ス。是、今ノ常樂坊ナリと云へり。

長徳檢録

神落萱社、在、尾上寺前。

古墳

神落萱神社の異の方、叢林の中あり。

巨岩相覆ひて、入ることを得ず。土俗、倭姫命の御墓なりと云ふ。然れども、古記の徵すべきものなし。近年、此の所より、曲玉、金環、忌

筥等を掘出せり。何よまれ、貴人の墳墓にて、千年以上の物なるべし。

金刀比羅社

同境内あり。毎月十日、祭日。土女の參拜、頗雜す。

稻荷社

同境内あり。

厭離山欣浄寺

元、遊坂の寺町ありしを、近年、常明寺趾に移せり。此の寺、浄土宗にして、圓光大師日の丸の名號を、什物となせり。

阿伽井

同境内より、一町許東の谷あり。清水湧出す。此の邊を、総べて、あかめと云ふ。

頼政碑

阿伽井の南あり。

面、源三位頼政、治承四庚子年五月日の數字を刺す。所縁の者

の建てし紀念碑なるべし。
榎木 かやのき 欣浄寺の西よりあり。

根幹盤錯、枝葉扶疎として、數百年を經し、靈木あり。四方に、石圍を繞し、側より、小祠、鳥居を立つ。土俗、齒の痛むもの、此の本より祈願するるとき、忽効顯ありといふ。恐らく、これ、尾上長官の古墳ならむ歟。

根起松 ねおきまつ 倭町より、河崎町に至る里道の側よりあり。神田久志本村より屬す。

是、また數百年を經たる老樹ありて、其の蜿蜒多る勢、恰蟠龍の起伏せるが如し。是、河邊大官司精長朝臣の第宅の趾なる由、舊蹟聞書より見えたり。

因より云ふ。精長朝臣ハ、寛文年中の大官司あり。兩宮管攝社の中絶したるを愁へ、舊趾を探知して再興せり。又、祭主關貞比

時、禁中大殿祭、造宮使、例幣使等を代務せし事もありきとぞ。

河崎町 かきさき 吹上町の東北よりあり。二見、鳥羽より至る縣道あり。

市街を南町、南側、北側、里中、北里中、八ッ町、出屋敷、畑中の八部に分つ。勢田川、其の中を貫流せり。此の地、運漕より便するを以て、漁船賣船、つね小輻湊して、米穀、魚、薪、漿、塩、雜品を交易し、其の盛なること、神境屈指の地あり。

長官屋敷 ちやうぐんやしき 河崎町字南側よりあり。

豊受太神宮禰宜補任次第記より、一禰宜從四位下度會神主高房を、川崎の長と載せたきを、其の第宅の趾からむ。

川邊七種神社 かえべしちゆしんじや 字北里中より坐す。此地の産土神あり。

天王社 てんのうじや 字八ッ町西の世古よりあり。毎年六月十四日、祭禮を執行す。

勢田川 せいたがは 河崎町の中央を流る。川あり。小田橋、箕子橋の下流と、月讀の森の北より、吹上一本木を經て流る。宮川の分派と

相合して、此に至る。市中に、南橋、中橋、新橋の三虹を架す。

往古を、式年御造營の材木を、此の川に着けし由、舊記に見えり。

外宮長官貴彦神主引付
弘治三年注進狀

豐受太神宮神主注進早可被達御披露勢田河子細之事、右彼勢田河者上自錦小河下至湊高城一向宮地諸神事、同御鹽造宮材木著岸彼此有謂所之地、中如先規於御崇敬可然旨被成御異見者御武運長久可目出之狀注進如件以解。

弘治三年三月

濱出

はまで豐受大神宮の祢宜、毎年九月十二日、勢田川より舟職して、二見郷高城濱に至り、御襖を修むる例ありき之を濱出といへり。

年中行事今式 十二日、濱出、中朝食已畢、禰宜家族權官、政所家司扈從、

晝番持、八脚机、荷用先行、小内人等昇、一禰宜之轅、次禰宜

權官皆步行、到于川崎、乘船、連歌於船中、川守使漁者投網、

捕魚、自古行遇于漁船則上御贄於此、

河崎舟赴雙鑑浦

賴 襄

山陽遺稿

春帆不嫌緩、舍輜就江灣、暖靄三河郡、斜陽兩勢山、此行從阿母何處不鄉關、到岸投村店、鮮魚醃醉顏、

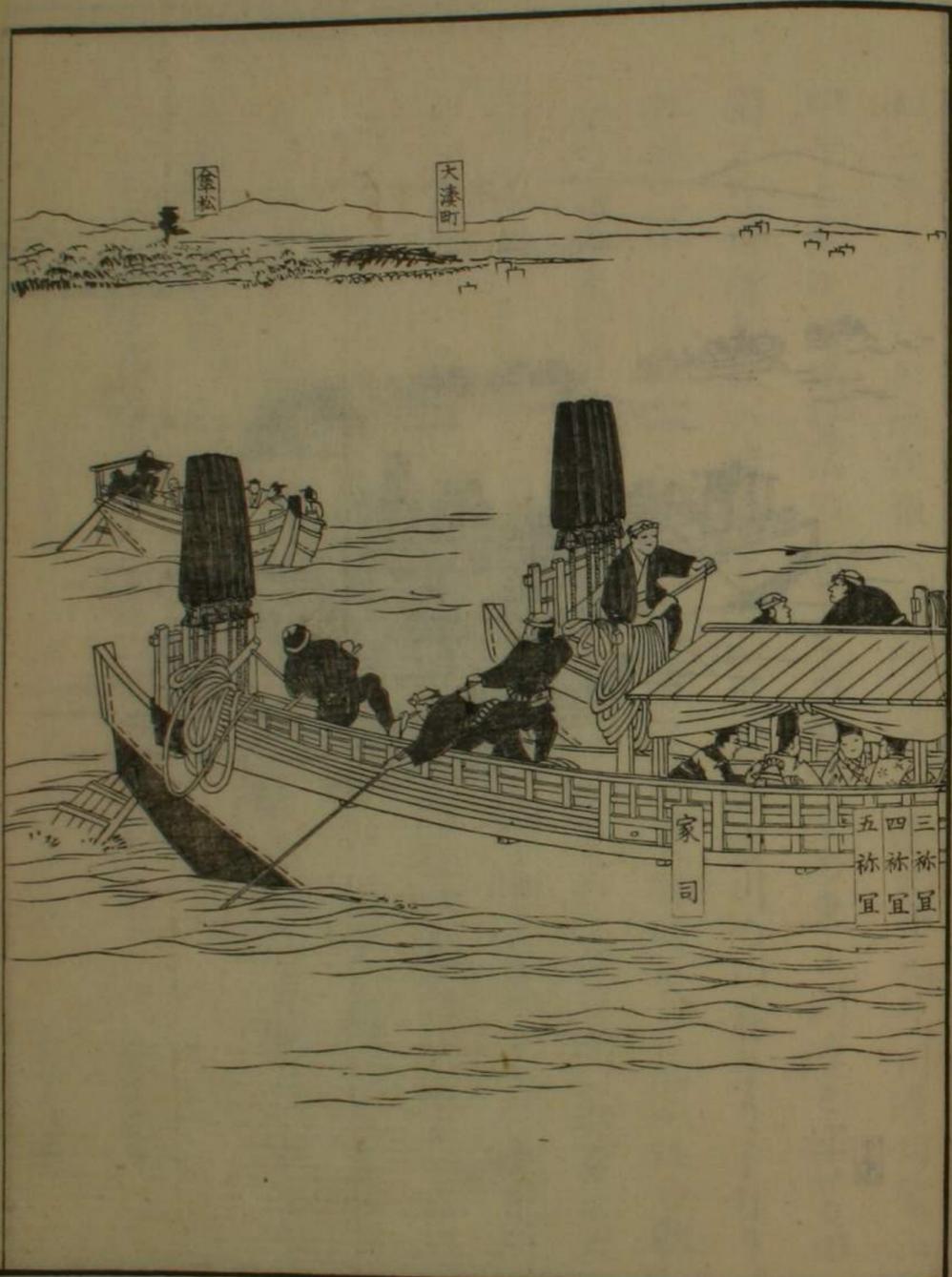
魚市

うをいち八町北里中の間あり、問屋數軒立ち並べり。

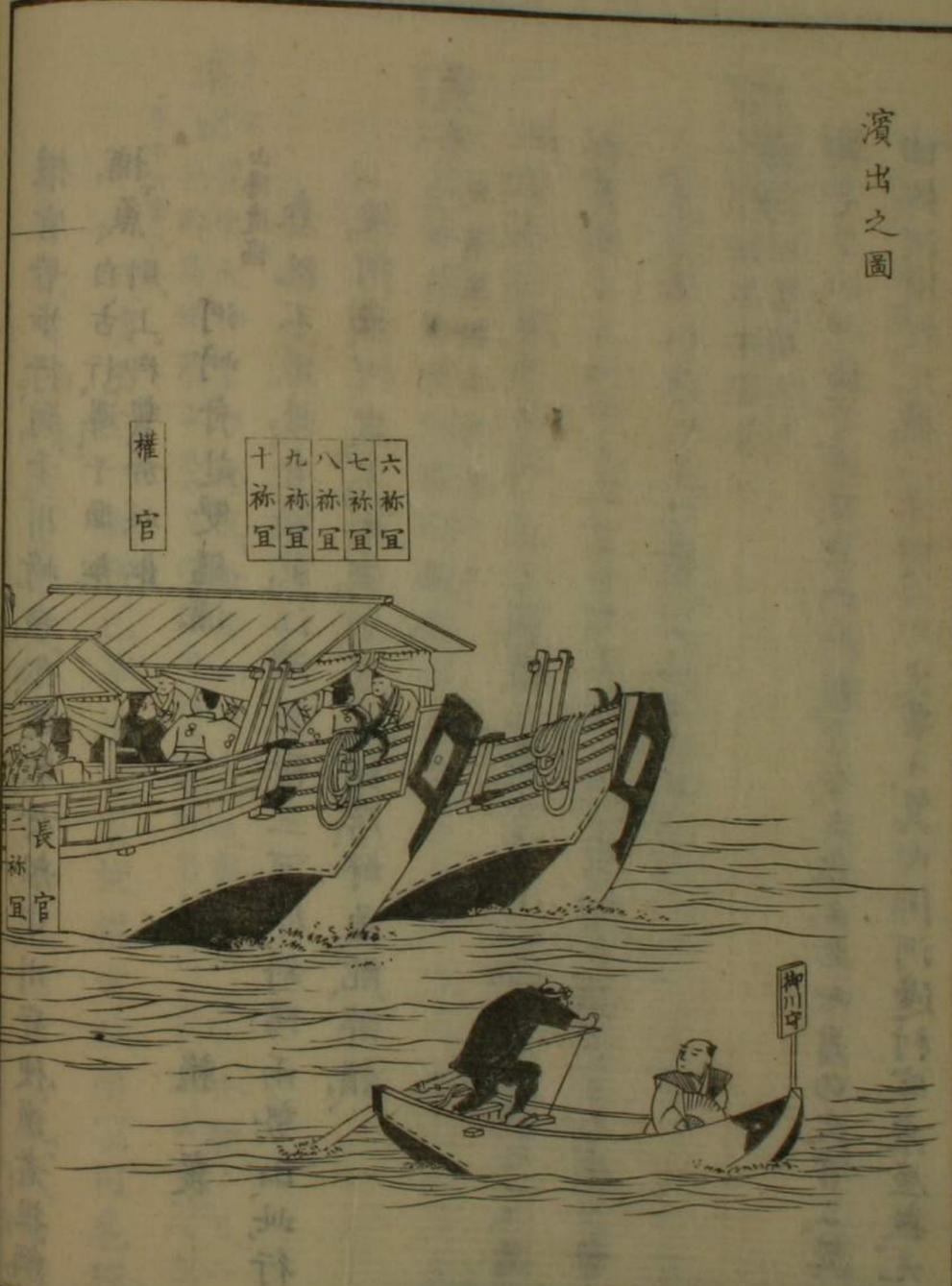
伊勢及志摩等の浦、みて漁獲したる魚介を、こゝに湊めて、毎朝黎明より正午おろまで、市を開く。行商擔夫諸方より乗り會し、互に争ひ求む。其の聲いとかまびそし。

川邊里 かえべのさと 新名所歌合の畫題あり。

按むるに、河邊を、光明寺の所藏なる、天永元年七月の文書、箕曲郷河邊村、元徳二年四月の文書、箕曲郷河邊村、字泉屋敷、元



濱出之圖



和二年五月の田地改帳よ、河崎の後川邊九斗九升、川邊同鷺山
 四斗と見ゆ。今猶鷺山の北中寺の西櫻堂の東よ、川邊と字せる田
 圃あり。此所を其の遺蹟あらむ。往古北宮川の川筋なり。なり。
 弘安二年内宮遷宮記よ、河邊前大宮司長則朝臣と見ゆ。此の歌
 合の頃の太宮司長藤朝臣は、長則の男なれば、此の園ハ即宮司此
 川邊の第宅を畫きしとれあり。伊勢名所拾遺集よ、川崎を、川
 邊の里なりと載せたり。されども、補宜補任次第記よ、永久二年に
 執印したる一補宜度會神主高房を、河崎の長と稱せし由見え
 た也。巴歌合の頃より、百六十餘年前、既ふ、河崎の名稱あり。なり。
 混ずべうらげ。

新名所歌合

浪をやく河邊の螢夕暗のふれば出づる月よあされぬ
 女も人もあつられば宮よ集むらむ河辺の里に花の螢か

大中臣定忠

荒木田尚良



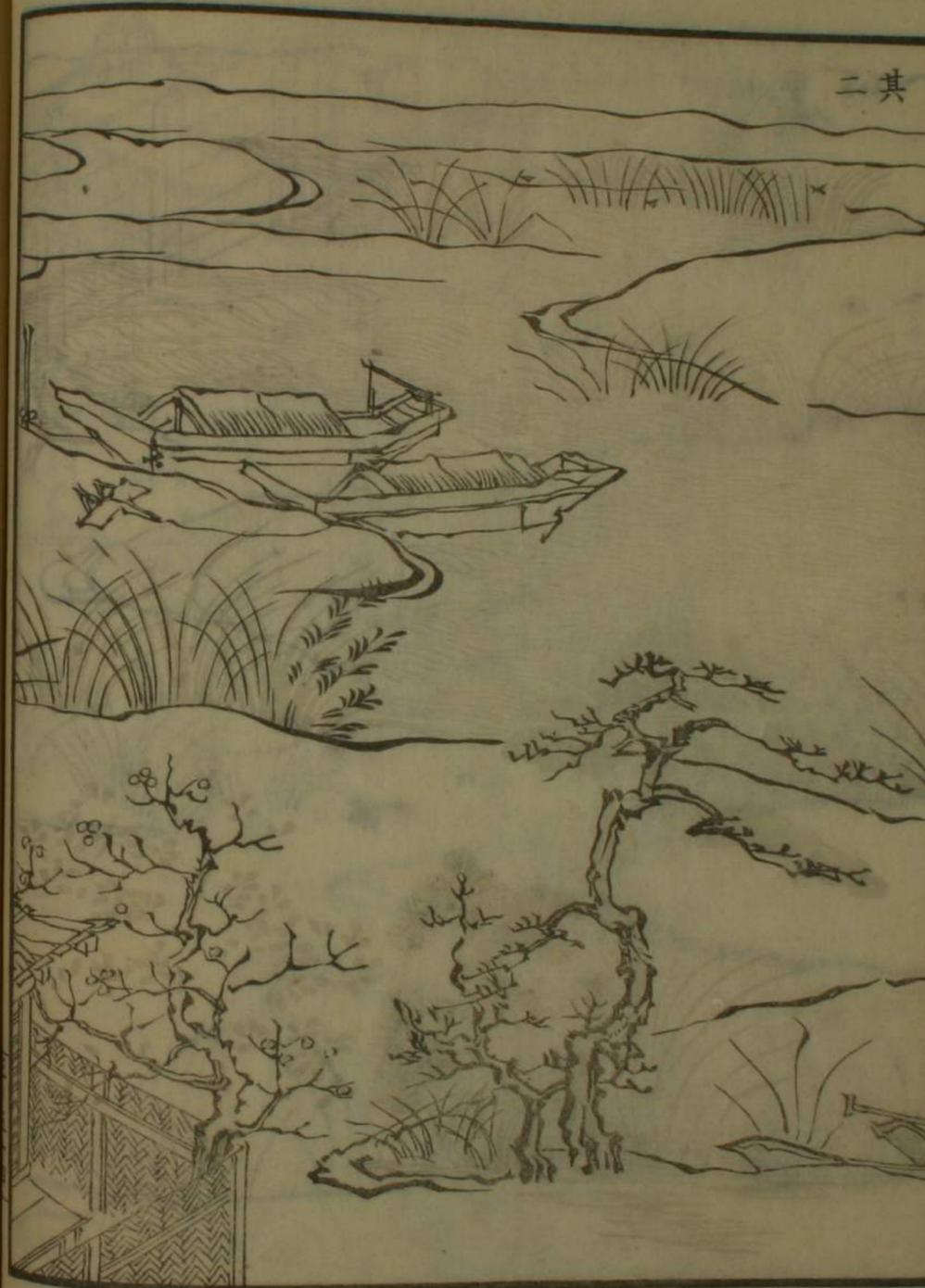
十



新名所畫卷縮寫
河邊里之圖

梅屋縮寫





湊入の河辺のまこもす波より方か多て飛ぶ堂うれ
 荒木田成言
 浦近き河辺の里の藤き藻入潮んせそぶ堂かな
 荒木田延行
 昔四ふ河辺のさとの短夜は花橋此のまも流月
 僧都行實
 五月雨は河べの芦の上こゆる波も重ねて湧きますらむ
 法眼能圓
 五月雨はあさぬおもひも伝みえて河べの里もゆる夜虫
 荒木田成宗
 水場る河べのさとの五月雨も入江も近くよする船人
 荒木田長興
 淋しきも誰うとあべき水まさる河辺の里の五月雨の頃
 荒木田氏行
 雨そぐ河辺の里の夕晴よこまがたず飛ぶ雲うな
 大法師良玄
 夕されをかどをかけてこす波より流く松風を吹く
 荒木田経顯
 五月雨のみろさをそくてさす波より河辺の里の舟よもよる
 大法師圓親
 あまさる河べの里の五月雨よからぬま流は波をまきける
 荒木田定顯
 管花ぶ河辺の里の夕晴よをこをええね薫る橋
 大法師良啓

雨そぐ河辺のさとの夕やみみれ淋くこぶ堂うれ
 大法師尊親

刈蒨の志げると葉の五月雨に河辺の里は浪やこゆらむ
 大法師良惠

神田久志本 河崎町の良ふあり。濱郷村に属す。度會神主久志本氏の舊壘あり。氏神并に先塋今も存せり。
 牛庭御厨

光明寺所藏建長二年二月荒本田王壽子の古券、在其曲郷牛庭村故久志本居住四段とあり。案むるふ、今の神田久志本、舊八牛庭村といひなりべし。

神領抄三宮三石
 牛庭御厨 神領給人引付
 牛庭御厨 三石、内六月一石、九月一石、十二月一石
 氏經日記
 一廳宣

可早任先例依理運為勝致催濟沙汰伊勢度會郡牛庭御厨事

右件御厨者、季満神主代々相傳、無相違在所也、然依有子

細皇太神宮禰宜氏經神主仁年貢參分壹并代官職事永代避渡畢仍去嘉吉三年十一月三日季滿神主乃避狀明鏡也然自氏經神主方為勝相傳畢然其後山田住人榎木藏自季滿神主方依令買得歟一圓仁令押領之條太以無謂於代官職并三分之一之年貢者每年為勝令知行於相殘年貢者榎木藏取渡相互可專神役勤者也仍所宜如件以宣
享德元年八月三日

禰宜從四位下荒木田神主經見○以下神主九員の連署ハ之を畧す

船江町

河崎町の北に續けり。神社港に至る縣道なり。西町、築地、前條、奥條、七軒町等の字あり。

此の町勢田川の水涯よりて船舶の集る所なれば名づけしや。光明寺所藏の古文書よて船饗村と見え。又内宮長職次第記よ、元久元年十一月廿四日執印一禰宜荒木田神主定滿嘉禎四年

五月廿日執印一禰宜荒木田神主宗經共よ船江の長官と稱せ

し由記載したるに、此の地は居住せしなり。

船江上社

同町の西裏、田圃の中よ坐す。此の地の産土神あり。土俗上の社といへり。

光明寺所藏、文安四年の古文書よ、在所ハ箕曲郷津邊村、又字法道社前と見ゆ。今よ社の南に釣瓶と字せる地あり。よりて考ふるに、釣瓶ハツノベの訛稱よて、長徳檢録よ載せたる法道社は、此の社なりむ歟。

因よ云ふ。禰宜補任次第記よ、延久年中、一禰宜度會神主康雄を津邊入道長官と號すと記せり。此の地よ居住せしなり。

朧池

同社の前よあり。

往古宮川の分流、小川町、大間廣落合より、新町の北を徑て、本町堀留よ流ぎし水路の名殘よや。如何なる旱魃よても、乾るること

河原淵神社 なし。
産土神社の東の地續ま坐す。豊受大神宮の攝社あり。

此の神社、寛文中、檜尻川北の森に再興せられども、洪水毎に社域の欠損せしを以て、近年、此の森に再興せられたるなり。

止由氣太神宮儀式帳
川原淵社
延喜式度會宮所撰十六社

社記
川原淵社、坐同村、○箕 神名祕書
御竈木帳四十七前神社
河原淵社、澤姫神、在箕曲、郷勾村、
川原社、南字塩坪、向也、

越坂 河原淵神社の西、三丁許あり。
一之木、官後、船江の三町に属す。

光明寺所藏久安六年己卯月廿九日の文書に、在所沼本郷、小坂村之西、北字八王子

又、正應三年庚十一月十七日の文書に、所在度會郡箕曲郷小坂村内

と見えたり。然るに、此の地、古より、沼本、箕曲の二郷に跨りし小や。寛文中、山田大火の後、市中、小散在せし寺院を、此の地に

移し、寺町と稱し、維新の際、総べて、歸俗せしめて、民籍に入れたり。

小坂神社 越坂に座す
長徳檢録

阿佐賀社

醫王山養草寺 越坂にあり。
浄土宗あり。

菅原社 船江町の西北、金剛寺跡、叢林の中に坐す。

袂石 同社の傍にあり。五尺許の石あり。周囲に垣を匝せり。

傳へ云ふ、度會神主春彦、菅公に後ひて、筑紫に下り、後、暇を乞ひて

歸國せし時、播磨國袖の浦より、小石を拾ひ来て、此の所に置き

し、年々長じて、終に大石となり、故に、其の側、菅公の祠を建

設けたりと、土俗、白大夫の袂石といふ。

天神濱 船江町の北端、水涯をいふ。菅公を祀れる小祠あり。故に、かく名づけたり。土俗、輕服あきの者、この所にて、御被す

るを、習慣
とせり。

箕曲氏社趾 天神瀨の向の岸あり。神田久志本に属せり。

この社何の頃より洪水の為漂流して来て此の處に留りしかむ其の俵に勧清たりといふ因りて俗に流社と稱せり。長徳拾録に箕曲氏社 在箕曲郷和泉掾居住と見えたり。恐らくは此の社の本地ならむ。箕曲中松原神社と混同すべからず。
此の域 箕曲氏社の域 内ありき。

貞享四年の頃大宮司精長朝臣を始め荒木田度會の氏人其の他數十名の此の椿を詠せし歌及龍尚舎北村季吟の撰文集船江町笠井某の家藏せり。今も其の樹枯きはてなす。
笠井氏所藏真蹟

あひおひみ枝を連ねる玉椿八子代を神の恵やへむ 大中臣精長
八子代産む神の所前の玉椿連なる枝も常磐堅磐小 大中臣長春

神垣や光加たるむつさきみは八子代を枝をかほして 度會満彦

阿ひたむに咲くや箕曲のお枝君が八子代を枝を重ねて 荒木田経盛

玉椿連なる枝もちる代の長き験は神や枝を多む 度會延経

枝も子神のゆ垣は諸人の言のまみかく玉椿を 氏勝女

檜尻橋 船江町より神社町に至る縣道に架せり。

往古官川の流れ高向の南を流さしよし。其の水脈の今も絶えざるふや。法藏主川の上より水湧き出で、終に、一道の川となす。此の傍を経て勢田川み合し大湊に注ぐ。

神馬埋場 土俗馬が森といふ。檜尻橋の西五丁許あり。豊受大神宮の御馬の病み覺れしを埋葬する所あり。

高向 檜尻橋の西あり。神領村に属す。 神領目録
一石六斗高向郷 高向村森地料米三石五斗

宇須乃野神社 大字高向の巽に坐す。豊受大神宮の攝社あり。

止由氣太神宮儀式帳

宇須乃野神社

延喜式度會宮所攝十六社

長徳檢録

宇須野女社、座、高向村。

社記

宇須乃野社、五穀靈神二社、同玉垣内、坐、高向、郷高向村。

御竈本帳四十七前神社

宇須野社

縣神社

舊地、詳ならず。今、宇須乃野社の同殿に坐せり。豊受大神宮の末社あり。

類聚神祇本源雜例外宮八社

長徳檢録

縣社、在、高向。

神村社

同村の東北に坐す。産土神あり。土俗かぶら社といふ。

長徳檢録

神村社

長屋

高向の東にあり。御園村に属す。往古、此の邊すべて、大神宮の御園ありき。

神鳳抄

度會郡長屋御園

神領目録

伊勢度會郡

長屋、御園、小林村、田畠段別五升、

王中島

長屋の東にあり。御園村に属す。

新開

王中島の東北にあり。御園村に属す。

神鳳抄

度會郡新開御園

神領目録

新開御園塩九斗

川原神社

舊社地、詳ならず。今、新開の北に坐せり。豊受大神宮の攝社あり。

往古、勾村小坐して、毛理社、河原饗社と合せて、三社と稱して

了とぞ。同村流失の後、隔地小分祀せり。

止由氣太神宮儀式帳

延喜式度會宮所攝十六社

川原社

河原大社

御竈本帳四十七前神社

社記

河原大社

坐、箕曲郷勾村、宇三津社也。

河原社

神名祕書

河原大社

川神、水、神、宇三津社也、二坐同玉垣内、在、箕曲郷勾村。

毛理神社

舊社地、詳ならず。今、河原神社の同殿に坐せり。豊受大神宮の末社あり。

毛理社

社記

社記

卧龍梅

新開、舊祐善庵の庭内にあり。

文明二年、任僧祐善の記せる縁記云、今村刑部師親といひ、
者、菅公の命を受け、遠く筑紫の國より、梅鉢を齎し來て、此の所
に植ゑ付けしよし見えたり。老幹蟠屈して、薜苔を纏ひ、さな
から、萬龍の偃蹇起伏せるがや。花時最壯觀なり。

小林 をえり 長屋の東北にあり。御園村。
小林 をえり 屬す西に、大字上條あり。

外宮段別五升宛

小林御園

奉行屋舗趾 ふきやう やしきのみと 同村にあり。

慶長年間より、神領の政務を執りし公廨ハ、當時の奉行の便宜小
よりて、所々に移轉せしが、寛永十八年、石川大隅守在任の時こ
の所小奉行屋舗を設置したる。爾來、明治維新の際に至るまで、
数代の奉行、徳川家の命を受けて、新陳交替したる。

船藏趾 ふねくらのおと 同村にあり。

徳川家の用船孔雀丸、虎丸、其の他数艘を藏せし所なり。水主
七十餘人附屬したりき。此の藏元有瀧あり。故寛永十一年、花
房志摩守の奉行たりし時、ここに移せり。享保六年、黒川丹波守の
時、孔雀丸を解き、まゝ安政二年、山口丹波守の時、諸船朽破の由
を徳川家より申告し、同四年、渡邊肥後守の時、より虎丸以下を
解きつ。是よりして、終小察せり。蓋、虎丸も、文祿慶長の頃、長曾我
部元親より、豊臣家より献せし物なりと云ふ。毎年正月某日、船お
ろし此式あり。時の奉行、諸寮を率ゐて乗船し、水主数名、船頭
より、まじり、欸乃を唱へて祝賀したりとぞ。今、此小虎丸粧飾の模様
及安井息軒の文、并小舟歌を掲げて、其の一斑を示す。

畫記

有雁集於葦間，一昂尾而啄，一縮頸隨之，一立於旁，仰首而鳴，其紙楮圓金地而煤晦，以曲尺度之，高八寸八分，有奇，橫一尺一寸，有三分，兩汙其上者，寸許無款識，又不押印，或云狩野山樂所作，其詳不可得而聞，要之古色蒼然，浸肺淪腑，使觀者慨然不能自己，此豈獨爲畫之精妙哉？聞之畫主仙谷子行曰：天正十年，明智光秀弑織田右府，京畿大亂，烈祖時游界浦，從衛寡少，人不自保，本多忠勝奮曰：逆賊何爲？我獨當之，提槍啓行，而草賊充斥，無路不搜，出和入江，經賀以至，勢駕船於白子之濱，一棹達三河，烈祖既歸，思其艱險，四州土人有功者，盡召而錄之，又修其所駕之船，賜名虎丸，元和建麩亦嘗駕之，以至吉田，仍反之，勢州置胥五十人，而守之，寬政中，白河源公柄大政，復修而新之，金碧炫耀，五彩奪

目，而步障承塵，盡貼名畫，亦猶循烈祖不忘故之意也。安政戊午，山田尹山口氏奉官命毀之，斥賣其材，未竣，去官，子行之君渡邊君繼爲尹，子行悲其散落四方也，囑其僚，百方購之，僅得此畫一枚，乃十襲而藏之，乞記於予，夫以烈祖之盛德神武，處於群雄糜爛之際，天命所歸，不待庚子，奏凱而知也，乃逆豎竊發，草賊蠢動，譬之無源之水，勢雖猖獗，安可加其害哉？由此言之，于時之功，若不必重報者，然而烈祖不然，有功必報，不恃己以傲物，雖無情如舟楫，亦舉而錄之，使之炳耀於後世，以誌創業之難，其賜名虎丸者，烈祖以天文壬寅生，蓋寓再生之意也，此豈特繩床葛燈籠之比哉？然理與勢變，勢與時移，唯達者能辨之，則寬政之修，與今日之毀，必有不得，不然而然者，固非吾儕小人所得而測也，獨思海內

此の間六尺貳寸
 上段の間、敷居際ニテ二間ヨリ二寸七分高シ
 高シ、腰障子左右同断、但内繪唐松、
 兩戸三本、本地

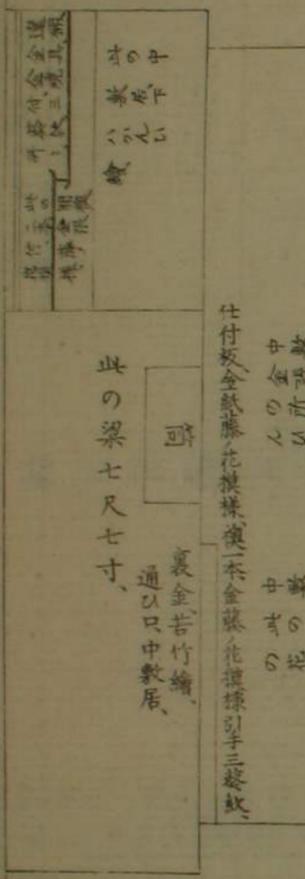
此の間五尺
 此の間、高六尺
 一之間、上段之間、高六尺
 釘隠シ、金焼付、花包之形三葉紋
 二宛、恰天井間、八金紙、小鳥、尺虫
 盤、極彩色繪、傳三十八間内六
 間、四方、あつらん、根、込、共、恰、天井
 下左右唐人、但左方、説命、繪、金、張、付
 中、敷、居、之、下、押、入、黒、塗、襖、二、本、
 中、敷、居、之、下、押、入、黒、塗、襖、二、本、
 棧、彩色、但、二十四間、恰、天井、并、
 金、具、金、焼、付、花、菱、

此の間六尺貳寸
 兩戸三本、本地
 両ハリ、尺、左右六本、但、外、ま、ハリ、縁、共、黒、塗、
 間、金、箱、内、黒、塗、腰、障、子、四、本、外、ま、ハリ、黒、
 塗、間、金、内、三、砂、唐、木、繪、縁、た、り、金、
 此の間五尺
 上段の天井、八、二、間、ヨリ、一、寸、五、分、高、シ、
 腰障子二本、外、ま、ハリ、黒、塗、間、金、箱、内、金、
 張、付、小、鳥、尺、縁、た、り、
 兩戸貳本、本地

此の間六尺六寸
 腰障子左右同断、
 兩戸三本、本地

此の間、高六尺
 三之間、高六尺
 釘隠シ、一之間同断、
 恰天井、黒塗、金、焼、付、金、具、
 花菱、間、八、金、錦、織、ノ、模、様、但、
 菱、形、極、彩、色、但、三十間、
 中敷居之下押入、黒塗、襖、四本、金、箱、
 中敷居之下押入、黒塗、襖、四本、金、箱、
 中敷居之下押入、黒塗、襖、四本、金、箱、
 中敷居之下押入、黒塗、襖、四本、金、箱、

此の間六尺六寸
 腰障子四本、外、ま、ハリ、黒、塗、間、金、箱、内、金、張、付、
 藤の花、縁、た、り、
 両戸三本、本地
 両ハリ、尺、左右六本、一之間同断、
 腰障子四本、外、ま、ハリ、黒、塗、間、金、箱、内、金、張、付、
 藤の花、縁、た、り、
 此の間六尺六寸



此の間九尺五寸
雨戸四本、木地

裏入柳二
本、金紙
ト
瓜繪、紙
彩色、白
手菊、花

板天井、高五尺三寸

此の梁、七尺七寸

中仕切杉戸三本、内二本ハ仕付ケ録黒塗、燒杉、表ニ竹、繪、裏無地

板天井

裏ハリ戸左右八本、外ハ内ニ縁共ニ黒塗間金箔
内金竹ノ繪明リ障子左右四本

此の間九尺五寸
雨戸四本、木地

此の間九尺五寸
雨戸四本、木地

高五尺貳寸

此の梁五尺三寸

板仕切

中明き間

櫃

板仕切

此の間九尺五寸
雨戸四本、木地

あつり戸左右八本、外まはり縁共ニ黒塗間金箔
内黒塗明リ障子左右四本

ンホホンホ○さらいよコノ○トキンス

播磨がすり

「ちよきや〜〜ちよきやちよきりきやちり〜や
ちり〜ちりともなきさよ友呼ぶ「んまちん〜千
鳥が寄せ来るコン小波よちらきてもたきてタントリト
ントリト、ロモシリニえぬられてホ、立ツルヨ鳥」立を
衝〜やく〜ノンキ、ヨコンコ、コ、志んきくきハリ其年
ヘ、ンヘンヘラ、ヲ「ハ○ヨ○コノ○さら〜〜揃へて
ソホンホ、ホ、イヨ○○コノコノ此千鳥へ

まがりのまが
勾莊
も云ふ

光明寺所藏、建保六年三月十一日、權玉串壬生の古券、度會郡
箕曲郷勾村字間瀬垣内と見え、又大勾小勾等の小字、今に存せ

マ。馬瀬下野、新開竹ヶ鼻、諸村の間小位置せし莊有りき。此の莊の
内、大口と稱する村などもありしが、明應七年洪水の爲に流失
したりといふ。

神鳳抄

小勾御園、勾御園、

神領給人引付

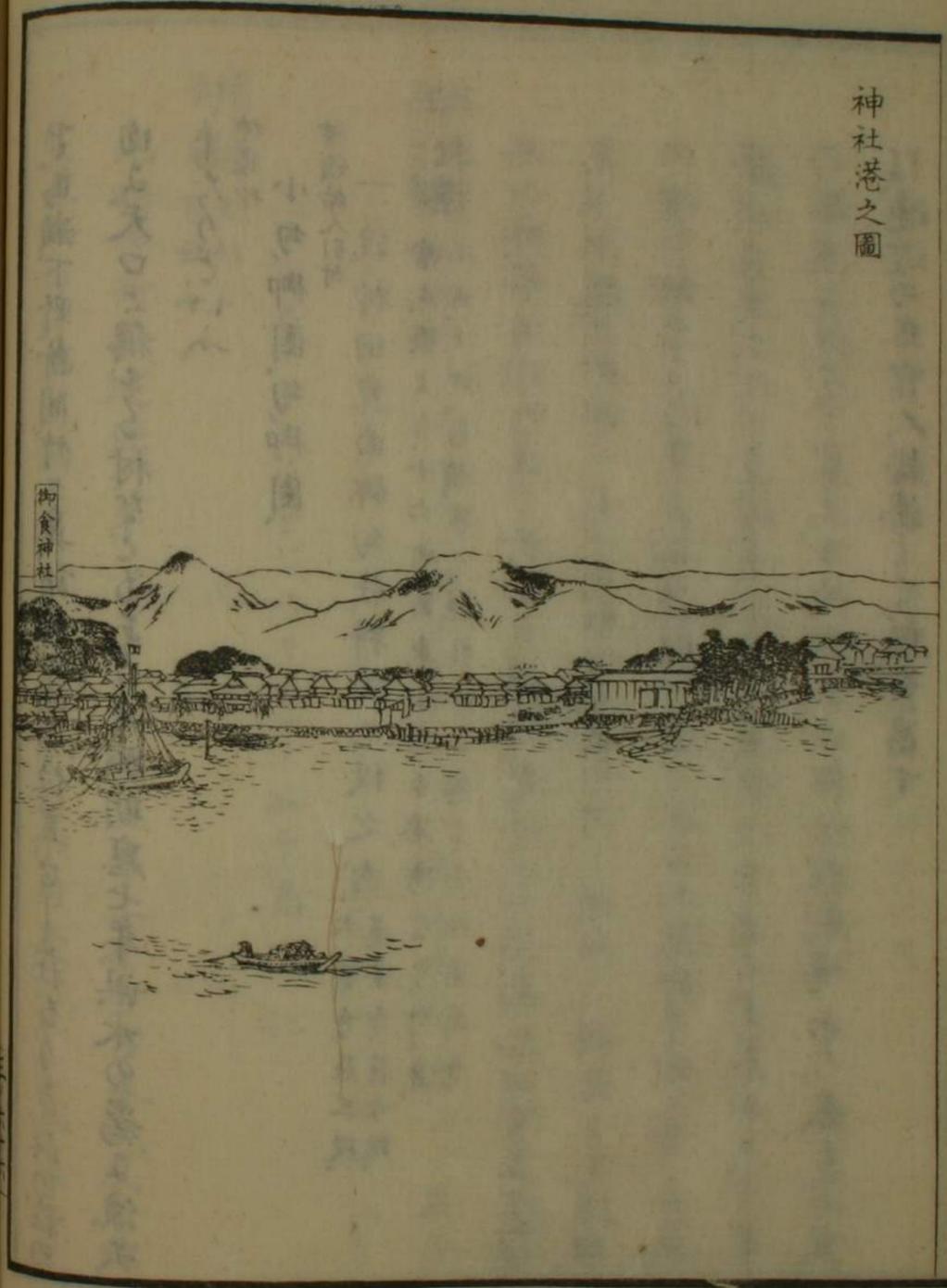
一 渡神田箕曲郷勾莊料田九段之内、大覺寺莊三段、蓮臺寺莊六段、

神社港

檜尾橋より、十六町許東よある港灣なり。竹ヶ鼻、小木、下野、馬瀬等の、神社町は属する村里あり。

此の地、勢田川の注ぐ所あり。港内、東西九十間、南北四百五十二間
あり。水底、土砂深し。故に大船ハ、大湊の沖に碇泊し、端舟にて運搬
の便を執る。近年、定期流船を發し、紀伊の熊野の浦へ、おび志
摩の鳥羽、三河の豊橋、尾張の武豊、熱田、當國の桑名、四日市等
の諸港に往來す。岸上市烟錯落、酒樓旅館、劇場あり。春夏の交
は、遠近の参官人輻湊して、頗繁昌す。

神社港之圖



御食神社 みけのまじや 神社町に坐す。豊受
止由氣太神宮儀式帳

水戸御食都神社

延喜式度會宮所撰十六座
御饗社

社記 御饗社 坐其曲郷
大口村

神名祕書 御饗社 水戸神一名速秋津日子神亦名水戸
御饗都神在其曲郷大口村三社内也

馬瀬 まぜ 神社町に属す。往古
問瀬村といひき。

此の村は中世までは荒木田度會両姓の權稱宜居住せしもの
あゞき。應永、文明、永祿、永正年間の口宣業司奉行等、今に什藏せ
る家あり。

神鳳抄 馬瀬御園

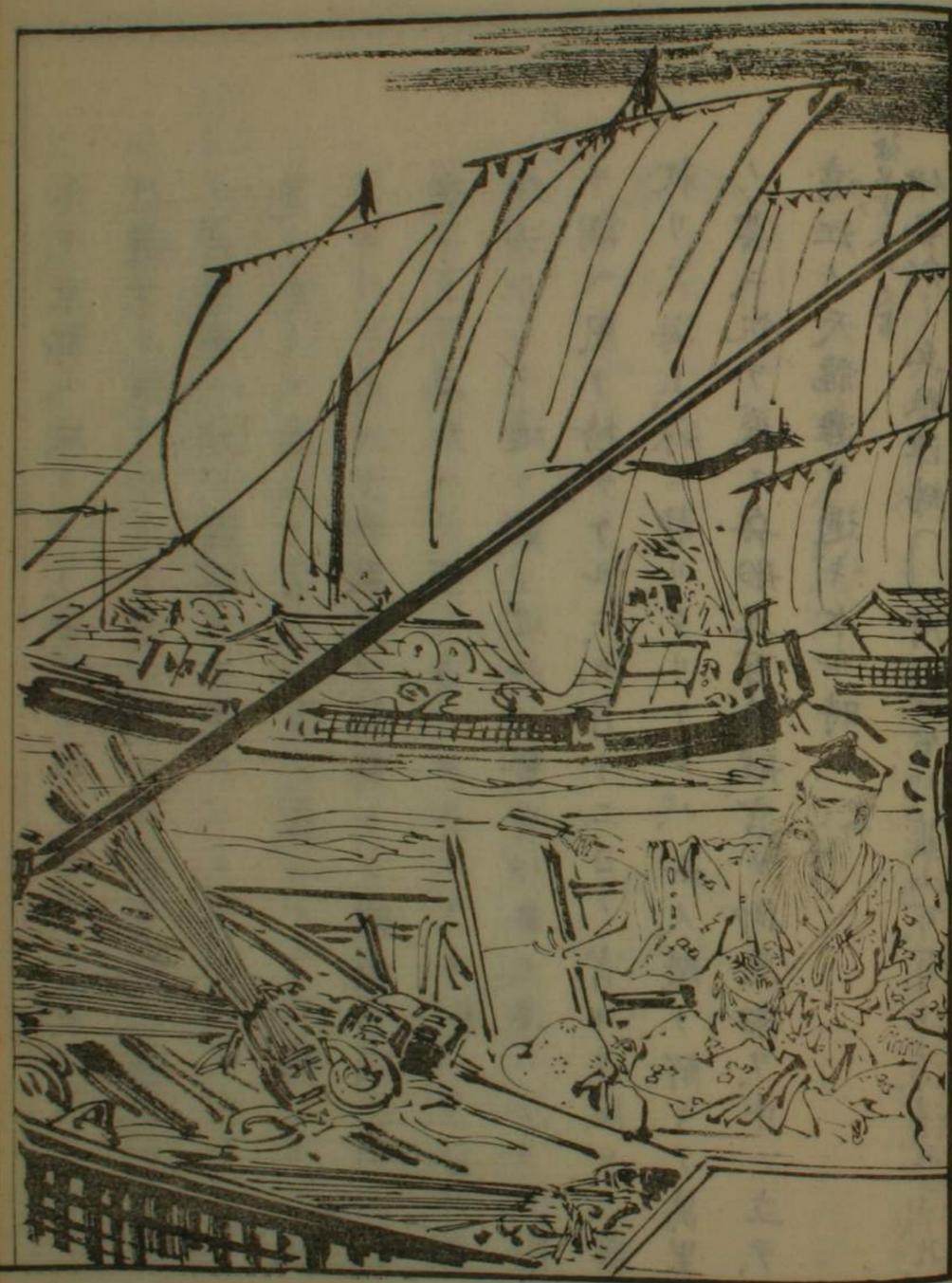
下野 しもの 馬瀬の坤にあり。村民食
塩を製して産業とす。

大湊町 おみま 小林の東
にあり。

此の地も豊官川、五十鈴川、勢田川、其の他数派の河流、漢々とし

て朝宗する海口あり。故に古書も水門とも記せり。地形、東に奔
り、海中に突出して、遙く遠江灘の衝に當り、自神境北端の鎮護
となきり。市街も數百の人家、軒を列ね、概造船、製鐵を以て産業
也。此の港、古より廻船を支配せしより、延元四年、義良親王奥州
下向の時、五十餘艘の大船を調進し、文龜元年、北條早雲の用
を蒙り、天正元年、織田家、岐阜在城の時、亦軍船を辨じ、文祿年
間、朝鮮の役にも、九鬼長門守嘉隆、豊臣家の命を受け、此の所
で、軍船を造作せし事あり。其の後、徳川家よりハ、屢大船の準備
を命じたることもあり。朝鮮國分取の陣鉦、陣幕、及武門諸氏の
文書等、此の地に什藏せるもの數點あり。今、左に太平記及其の文
書の一、二を掲ぐ。

太平記 道忠、宮ヲ捕ミ奉リテ、老年ノ頭ニ、甲ヲ頂ク程ナレバ、重



義良親王
奥州下向
之圖



ネテ、京都へ攻メ上リ、會替ノ耻ヲ雪メム事、一年ノ内ヲ
バ過ゴシ候フマジト申シケレバ、君ヲ始メ奉リテ、左右
ノ老臣、悉ク、此ノ義現ニモ然ルベシトゾ同ゼラレケル。
是ニ依リテ、第八ノ宮ノ、今年、七歳ニナラセ給フヲ、初冠
召サセテ、春日少將顯信ヲ、輔弼トシ、結城入道道忠ヲ、衛
尉トシテ、奥州へゾ下シ進ラセラレケル。○中 陸路ハ、皆
敵強ウシテ通り難シ、此ノ勢、皆伊勢大湊ニ集リテ、船
ヲ調ヘ、風ヲ待チケルニ、九月十二日ノ宵ヨリ、風ヤミ、雲
收リテ、海上、殊ニ静リタリケレバ、船人、纜ヲ解キテ、萬里
ノ雲ニ、帆ヲ飛ス兵船、五百餘艘、宮ノ御座船ヲ、中ニ立テ、
遠江ノ天龍灘ヲ過ギケル時ニ、○下
北條早雲、朱印文書
伊勢船、兵糧津端 ○用ト此替於、葦山可有、由渡、清、可、可、此

若又賣可申。○度様、安藤お談、此度可令廻、依時、返木折錢
永代可有、免許者也、仍如件ト



原印方二寸五分

伊勢 廻船中 問屋中

關東有所用大船を艘差遣之、及、早、可令渡海、若於油断、急
度可申付、尚津田掃部可申者也、仍如件ト

天正元 十月廿四日 朱印 大湊廻船中

貯木場 本町東の洲先ニあり、神宮
の御用材を貯ふる所あり。
兩宮式年造營の料材ハ、本曾山ある伊舟澤、麿香澤、蘭澤等ニ
て伐採する舊例あり。數千代料材、各、大一の文字を烙印シ、尾張の

國錦織繩場より、海路を運輸し、此の所小貯へ置く。かくて、造神宮使廳の属負出張して、丈尺と品等とを實檢し、皇大神宮の分を、五十鈴川に汴し、豊受大神宮の分、宮川に汴す。土俗之を御木分と稱す。東に、長さ百數十間の堤坊あり。浪除堤といふ。享保五年五月、山田奉行保科丹後守、徳川家の命を受け、資金一千八十三兩を費して築き、所あり。工事甚堅牢にして、其の後屢激浪怒濤ふあひたれど、絶えて、破壊せし事ありと云ふ。

はちまのやち八幡社 本町の北に坐す。産土神なり。或云ふ。御饗社の舊地なりと。
をばまのきう鷺取小濱 本町八幡世古にあり。石壇をいふ。

往古、倭姫命、大御神を奉戴して、忌楯小野より巡幸し、給ひし時、此の水門に住み、鷺取の老翁の、泔水を奉り、舊蹟なり。本町西の松林の中、井あり。土俗、忘井といふ。これ、其の清水の趾なら

むといへど、覺束なし。

太神宮本記

從其處幸行波、有小濱、其處、取鷺老公在支、于時、倭比賣命、御水飲止、詔天、爾老、何處、吉水在止、問給支、其老以寒御水、御饗奉支、于時、讚給水門、尔水饗社、定賜支、其濱名、ササキ、鷺取小濱、止号支。

おほいかやのみ大鹽屋御菌 大湊町より、小林に至る間にありきといふ。古文書に、是は尾御厨内とあり。

両宮泔料の御塩を調進せし所あり。人家百八十軒餘ある一村、落なりしが、明應七年八月廿五日の大地震の時、海嘯の為、流失し、僅に残りし人家、皆、大湊に移轉したりとぞ。塩屋御菌賣買の古券、數十通、今猶、太田某の家、藏せり。

神領給人引付貞和三年二月廿八日注進 一、繼橋郷通御菌内、中濱塩屋濱六家、各有濱、毎年三貫文、

供用料、仁寄進、

定

永財法印渡塩清事

今在家書字者

既授受但具内書及者高也

百姓為子菊以未由為私

所在度金部高向新長屋所厨以塩屋所園者

且録拾五貫文惟拾細畢

右伴右領者先祖相待舊領無相遠地之可更依有

直要用限上伴且可法渡所塩司行奉志未春也
与次弟澄久之者者久自放春之時割渡早の略
即至未代今不可有相遠括子孫之中不可有先
成分若死種有質奉之條清煩之時者訴申
公庭可改行罪科之何の後日新三卷文如伴

己應永年十月日

領家

神保官者指存也

大鹽屋領文書 豎一尺 橫一尺三寸

太田久馬三藏

定 永敷沽渡大塩屋領給主共分一事

合直錢叁拾貫文者

右件在所者相傳予今無相遠處也雖然依
有急用限上件直錢沽渡大塩屋東殿處實
心明白也雖可相副本文書果去正長元年辛酉
歲七月十三日山田神人神役人弓矢時令乱妨此

三ノ七十二

沽券本文書永知行可有者也雖為末代更他妨
不可有在所也仍為後代沽券狀如件

長祿四年 庚辰卯月廿六日

沽主坂一筋大夫
口入霍汝身衛門
坂市為大夫

志寶屋神社 大湊町の西に坐す。土俗、塩屋明神といふ。豊受大神宮の末社あり。

長徳檢録 塩屋社 坐、箕曲、郷、大湊、以西、御竈、木隈、四十七前神社 塩屋社

一色 神社町の東、勢田川下流の東岸にありて、西二見村大字今一色に對す。濱、郷村の屬邑なり。

産物食鹽 本村、食塩を燒きて、産業とす。味噌、醬油等を作るは、最適應せり。

散樂 所謂伊勢三座と稱するものあり。

本村、和屋大夫、通村、勝田大夫、竹ヶ鼻、青王大夫、此の家、今ハ絶えたといふもの住ミ居テ、毎年正月、両宮に、散樂を奉納する

式ありしが、維新の際廢れたり。其の子孫、今ハ連綿して、猶箕表を續げり。和谷氏の記録を按ずるに、和谷も、飯野郡和屋村

勝田ハ、度會郡勝田村、青王ハ、飯野郡青荳村、今ハ阿波曾ありし

か、何の頃より。當地に移住せり。今、其の村、翁塚と唱ふる舊跡ありといへり。三家も、元、呪師と稱せり。三代實録貞觀三年

六月廿八日の條、有、雜伎散樂透撞、呪擲弄玉等之戲とあり。呪擲、呪師の誤らむと嬉遊笑覽に云へり。又、呪師散樂の事は、江家次第中右記、江談抄等にも見え、新散樂記にも、之をのろんと訓たり。三家も、即此の類なるべし。

氏經神事記嘉吉三年四月條 廿七日、一守房、從三位外宮拜賀、束帶、中神拜次第如元

且、杵役、清泰、福經、元、月讀、伊佐、奈岐宮、參、歸立、饗等如元、且、三獻畢、時分、白拍子出仕、酒持、參、中亦、苺田大夫、自道御

共仕之間、於、中屋邊、給、酒、

同書文明十八年正月條 四日、呪師、參、和屋、五日、苺田、七日、今、呪師、

辛中行事今式正月條 三日、例樂、散樂、大夫、和屋者、來、于、御館橋之前、奏、翁舞、謂、之、

例樂、中舞、闋、賜、酒、肴、

同書 四日、例樂、散樂、大夫、勝田者、亦、來、于、御館橋前、奏、乎、獅子六



黑色翁
堅六寸
橫四寸六分
面黑塗



白馬尾

翁
堅六寸五分
橫五寸八分
面胡粉塗

通村
幕谷甚平藏



延命冠者
堅五寸八分
橫四寸五分
面胡粉塗

馬尾



緑組糸

黑色翁
堅五寸五分
橫四寸五分
面黑塗裏木地



白組糸

翁
堅六寸五分
橫五寸六分
面胡粉唇朱裏黑塗

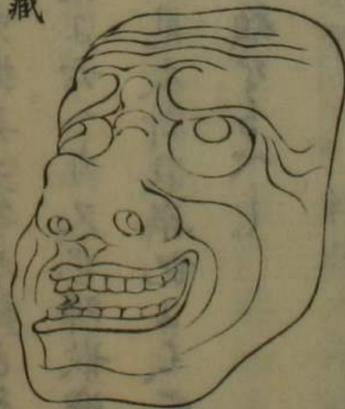
一色村

和谷龜太郎藏



延命冠者
堅六寸
橫四寸七分
面胡粉唇朱裏木地

反開
堅七寸五分
橫五寸三分
面黑塗



反開
堅七寸五分
橫五寸五分
面黑塗



舞及翁舞其儀都同和屋

十貫松 一色の北涯よりありき近年朽損し今ハ其の名のみ残り

鶯岬 十貫松より東をいふ所傳詳ならず

通村 一色の南よりあり往古豊受大神宮の御園ありき勢田川を隔て北より田尻といふ食塩を製する村ありとも濱郷村に属す

神領目録 土保利御園塩二斗

猪飼野左馬助裔孫 本村よりあり今幕谷甚平と云ふ

幕谷甚平ハ豊臣家の舊臣猪飼野左馬助の裔孫あり徳川家の嫌疑を避けて今の姓に改む當時本村長門守の所縁あり一に上巳其の寄贈せる太刀並に書牘を什藏せり行文中自滿腔の悲憤を顯し人をして坐臥懐舊の情を起さしむ

太刀 中心背小内今鑱小筋違裏表腰刃同表裏樋刃長貳尺貳寸壹分五厘反高四分六厘

書牘 左に掲ぐ前文両三行欠損せり

及傳聞も可成一圓不得寸隙心外に至事存外御城中々各様慕いお許無之免角天下ハ家康と存事此座ハ昨夕も石河肥後守我尋陣家へ忍冬外石河も亦等同腹中ニ於城中に詮義評判御母公下知て手分手配一圓承引無之由尤存以甚多昨朝七ッ下知不承以野野へ露出分際之傷諸人目を驚た免角一日辰早打死覺悟仕貴所ハ昨今之籠城其上教テ所之深手而負其間油断なく早く在所へ引込此尤存以誰とも朝者有るを以我尋儀家康懇意之筋目故度之板倉伊賀守ハ内意申越た得在當君ハ罷附以尤非奉意以聊以面白も不存以得在人并月日を送以是悲事ハ在座ハ然也此香爐姉君ハ少届可致下也板倉太刀ハ家康ハ十三年元服之為祝給也使者本多平八郎口上云家康秘藏大業物ニ云来

古所傳之書有今之書
而結法以天本之書
形見之書之跡亦如
若之書之跡亦如
若之書之跡亦如
若之書之跡亦如
若之書之跡亦如
若之書之跡亦如
若之書之跡亦如

恨可者之出臨之書
之亦不宣只之書
子之書之書之書

古村長守

可之書

古村長守
之書

國後より由り來り我等數度戰ふ此太刀も一度も不得不覺に依之
大波と名付今日迄所持仕し得て貴所へ形見に進み随分秘藏可
し成る一城の内必有し一時も心閑得ば意より事も多し他人因縁
の様珠念ふ事ありしは嗚呼控照般は恨可有し此段は不秘に
之象宜し云ふ可し下等は慈悲事は恐惶謹言

四月六日

本村長門守

猪飼野左馬助殿

内陳所

二軒茶屋

神田久志本黒瀬の大字に跨り勢田川の下流に沿ふ。即
河崎町より鳥羽に至る縣道あり。往古人家二軒あり

黒瀬

通村の西よりあり。濱郷村に属す。河
崎より二見鳥羽に至る縣道あり。

光明寺旧藏文書

謹辭 定永財進 沽渡 治田事

三ノ七十七

合貳段者

右繼橋郷黒瀬村字間黒生

直八丈絹四疋請納

花押

右件治田元者度會氏六子先祖相傳治田也祖母分給文
具也隨多年無異論進退領知然間六子五男實行九訪後
生井雖賜預僧義意為後代進八丈絹參匹其直所領掌也
爰依有急用定八丈絹四疋當時外官長御息男六郎禪師
君永定永財所沽却也須雖可副渡本券依有連券本領主
許被留了仍六子新券相共所進沽渡如件為後日沙汰令
新立券文也

長寛二年十二月廿五日

僧 義意 花押

依雇執筆 花押

件、治田二段券文、明鏡之上、筆取書付具也、仍在地加證署、如件、

總刀禰

豐受太神官官符權禰宜度會神主 花押

橋社 縣道の右傍に坐す。黒瀬の産土神あり。

土俗、井手左大臣橋諸兄を祀るといへど、徴すべきものあり。或ハいふ、往古、橋姓の人居住せし時の氏神ならむや、

常柑子 橋社の東、田圃の中にあり。周圍に、石を置めり。

傳へいふ、南都興福寺の柑子と同種ありと、又、夫木抄に載する、慈鎮和尚の、これぶろと伊勢よある人音づれてたより嬉しき常柑子哉といへる歌を附會せしども、いづれも、覺束なし。

汐合川 宇治郷五十鈴川の下流より、箕曲郷と、二見郷との堀より流る、川をいふ。二見、鳥羽に至る縣道を貫けり。

三ノ七十八

此の川、五十鈴川の所より注せるが如く、鹿海橋の下、小朝熊神社の下より、二派となり、一は、東より流る、一は、直より北流して、あるに在る。其の分派せる所より、此の邊を、汐合と稱す。これ、二派より流る潮水の、相遇ふ所なるを以て名づるあり。元ハ、此の川、船渡なりしに、近年、板橋を架せり。

△神鳳抄 度會郡塩合御園 二斗、九月、同在新興。

めけぬま、二見へ行く。伴ちり人、潮時、みづら、あらむ。今、湊より、のぞみぬらむら。船をはやめよこい。三渡より、おひて、いらいと、おひ、くまうて、水もなり。此の渡を、塩合といふ。幸ハ、西の邊より、みちくら、塩の、爰より、さあ、むらべし。

歌枕名寄

二見が遠の姿をいならむ汐合の船も隠色す

長明

夫木抄

中發御子首歌合

月ハたひる河山は雲消えそ光もなぬ汐合のまま
このむら浦の濱川水ちをて汐合見えぬ五月雨の

隆辨

汐合の浦よとめむ時鳥二度聲をきのぞらめやと

如意

塩合戦

永祿年間、左中将具正等、志摩二郡の諸士と合して、款を信長小通に、國司北島具教を背きかむ。國司野呂越前守をして、之を討たしめき。兩軍、塩合川の邊に於いて接戦あり。是より先、北畠國司、屢神領を畧奪し、處々、関門を設けて、参拜人を止むる等、頗、横恣の舉動ありき。是に於いて、山田の神友、宿憤を晴さむとして、志摩勢を應援し、國司の兵を横撃す。事不意に起り、以て、國司勢、終に利を失ひ、越前守以下、此の處にて戦死去多し。

本朝諸家勲功記

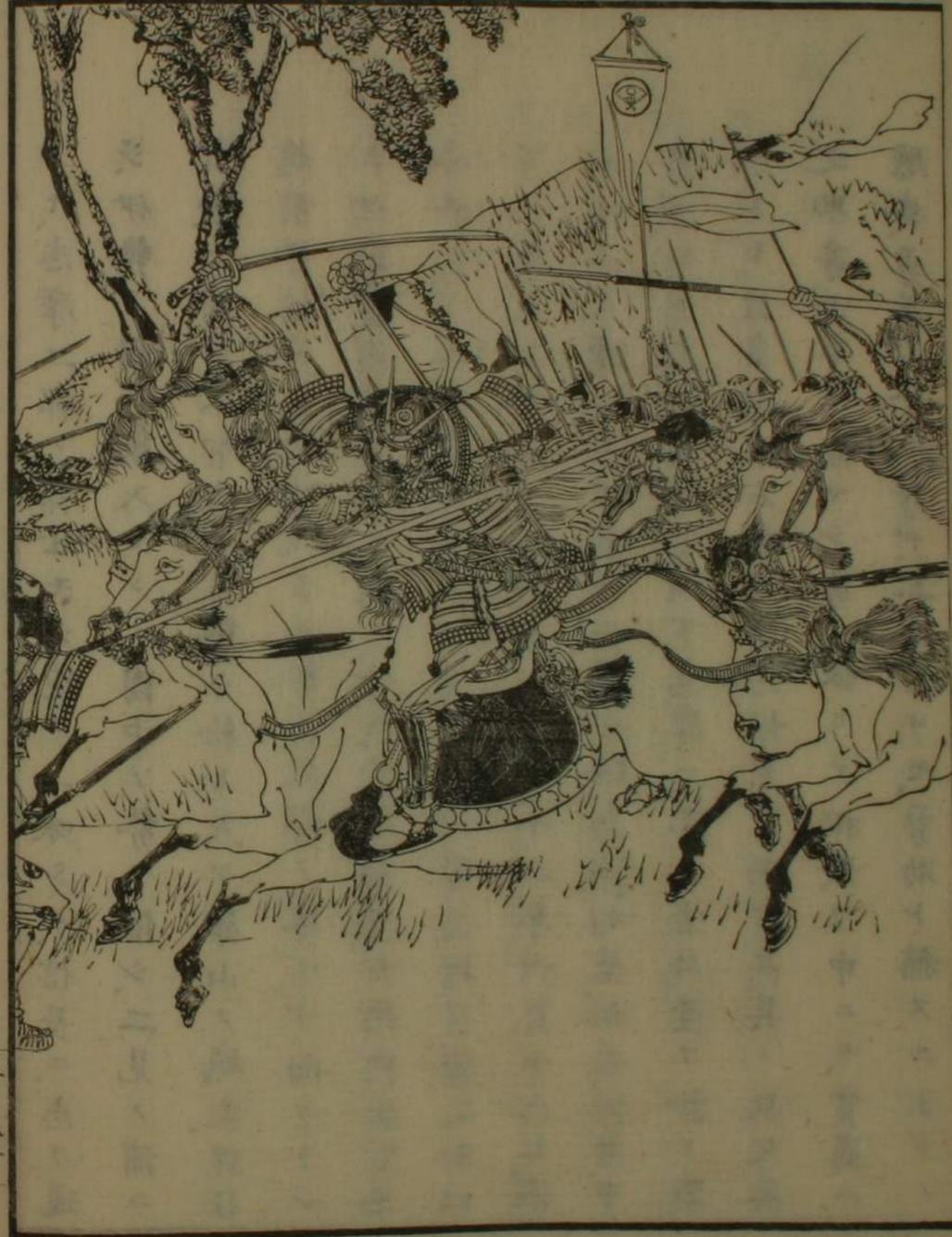
永祿十二年、伊勢ノ國木造ノ御所左中將具正、其ノ子左衛門、佐具康、國司家ヲソムキ、戸木、木造ノ兩城ニ植籠リ、日、合戦ニ及ビケルホドニ、國中ノ騒動、斜ナラズ。此ノ

トキ、志摩二郡ノ諸士モ、木造ニ一味シテ、信長ニ、志ヲ通ジ、伊勢ノ國ニ亂入セント、國中ノ勢ヲ催シ、二見ノ浦ニ出張ス。國司不智齋、大ニ驚キ給ヒ、五ヶ篠山ノ城主野呂越前守源實、大將トシテ、勢南五郡ノ勢ヲゾ向ケラレケル。源實、國司ノ命ニ從ヒ、一族波多瀬喜右衛門尉實忠、舎弟異之助、實忠ガ嫡子波多瀬勇助、實高、野呂彌之助以下ヲ率シ、二見表ニ發向シテ、永祿十二年六月十八日、塩合川ニ見邊ニテ相戦フ。小濱、安樂島浦、的屋、相差、國府、甲賀、波切、濱島、和具、越賀以下、志摩二郡ノ者共、爰ヲ詮ト戦ヘドモ、波多瀬喜右衛門實忠、嫡男勇助、實高、其ノ叔父、異之助等、士卒ヲ勵マシ、勇ヲ振ヒテ相戦フ。中ニモ、實高ハ、膽機勇畧、古今ニ秀テ、其ノ名ヲモ、勇助ト稱スルホドノ

圖之戰合川合汝



三ノ八十



三ノ八十

大剛ノ者ナレバ、真先ニ進ンデ、敵中ニ突イテ中リ、西ヨリ、東ヘ追ヒ靡ケ、北ヨリ、南ヘカケ通り、其ノ勢、只、雷霆ノ鳴リ落ツルガ如クナレバ、志摩二郡ノ者共、散クニ戦ヒ負ケ、右往左往ニ敗北ス、大將野呂越前、守源實、米牌ヲ振りテ、餘スナ。泄スナ。討チ取レト、勇ミ進ミテ下知スル程ニ、氣ニ乘リタル若者共、備ヲ亂シ、我討チ取ラント、逃グル敵ニ追ヒスガウテ、追討ニ討ツ程ニ、首級ヲ得ルヲ、數ヲ知ラズ。茲ニ、山田三保ノ神官等ハ、内々、國司家ヲソムキ、逆心ヲ企テシガ、小濱、甲賀、波切等ニ内應シ、相圖ヲナシ置キヌレバ、此ノ時、不意ニ起リテ、國司勢ノ後陣ヨリ攻メカ、ル。志摩二郡ノ軍勢共、是ニ、氣ヲ得テ、取ツテ返シ、國司勢ヲ、前後ヨリ立チ挾ミ、火水ニナレト攻メ戦フ。

野呂、波多瀬ノ軍勢共ハ、數尅戦ヒ疲レシ上ニ、敵ハ、荒手ト云ヒ、前後ヨリ取リツ、マレ、叶フベクモアラザレバ、ヨシヨシ。一業所感ノ我々、逆モ死スベキ時至レリ。遁レテ、何ノ益カアル。声花ニ討死シテ、名譽ヲ、子孫ニ殘セヤト、前後ノ敵ニ相當リ、呻キ叫ンデ戦ヒシガ、大將越前、守源實、利キヲ碎キ、堅キヲ破リテ戦ヒシカドモ、勇氣ツカレテ討死ス。波多瀬喜右衛門實忠、是ヲ見テ、早晚マデ可憐命ゾヤト、敵中ニ突イテ入り、亂軍ノ中ニ、命ヲ殞ス。今年七十三歳ナリ。嫡子ノ勇助、舍弟ノ異之助、彌之助以下ノ一族等、我々ト討死シテ、共ニ、尸ヲ曝シ、カバ、相シタガフ者共モ、多クハ、共ニ討死シ、其ノ餘ノ者共ハ、十方ニ落チ行キス。

野呂氏系圖

五箇越前守源實

永祿十二年六月十八日、木造一味志摩二郡諸士戰、為追討大將、於二見浦、勇戰、時山田神官族不意起而敗軍、終鬪死、鹽合浦、

波多瀬喜右衛門實次

永祿十二年、二見、合戰、討死、

波多瀬勇助實高

永祿十二年、二見、合戰、雖為無雙、勇戰、大將源實鬪死、而後討死、

永祿十二年六月十八日、木造一味志摩二郡諸士戰、為追討大將、於二見浦、勇戰、時山田神官族不意起而敗軍、終鬪死、鹽合浦、

